

参議院通商産業委員会會議録第十八号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 加藤 正人君
藤田 進君
小松 正雄君

委員

黒川 武雄君
小林 英三君
西川 弥平治君
松平 勇雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君

委員外議員

入交 太蔵君

衆議院議員

小平 久雄君

政府委員

河野 通一君

大蔵省銀行局長

古池 信三君

通商産業
政務次官

岡田 秀男君

中小企業庁長官

林 誠一君

事務局長

山本友太郎君

常任委員

小田橋貞寿君

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

○商工會議所法案(衆議院提出)
○委員長(中川以良君) それではこれより通商産業委員会を開きます。

前日に引続き御質疑をお願いいたします。

○豊田雅孝君 一括してこの際お尋ねいたします。第一には、第一条に一般の金融機関が融通を困難とするものを融通することを目的とするというふうにあるのでありますが、この一般の金融機関が融通を困難とするものという定義を實質的に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) お答えいたします。私どもの考えております点は、先ず三点あるかと思ひます。第一は、期限の問題からいたしまして、五年まで、而も一年間の猶予を見ました五年というふうな長い期間の資金が、今一般の市中にないという意味におきまして、期限の点が第一点であります。それから第二点はさうな長期の金に對しまして、一割で貸すのでございまして、低利の金が市中にないという点が第二点でござい

ます。それから第三点は、この代理、公庫ができませんとこれは代理貸を主としてやるわけでございますが、代理金融機関が公庫に對して持ちます責任を八〇%乃至三〇%にいたすつもりでございまして、現に開発銀行が見返資金を中小企業向けに出してあります方式のうちの甲方式を捉へて見ますと、代理金融機関は、開発銀行に對しまして百%の責任を負担することに相成つております。

この点を開発銀行と比べましても、又一般の市中銀行が自己資金を貸します場合、これは當然でござい

ますが、これらと比較して見ますれば、この公庫の金を扱う金融機関の責任が軽減されておるとこの三点を総合いたしました。一般の金融機関におきましては取扱うことを困難とする資金を、この公庫は中小企業に提供するのであるというふうに解しておるわけであり

ます。

○豊田雅孝君 平たく言つて、滞貨融資ですね、それから赤字融資、それから今回九州等で起きたようなあいつ災害の際に對する災害融資、こういうものが賄ひ得る建前のものかどうかという点を伺ひたい。

○政府委員(岡田秀男君) 第一に、中小企業の振興に役立てるといふことが目的であるといふことを諷つておるのでございまして、私どももいたしましては、この公庫の金が一方において百五十億と、商工中金に貸したものを除きまして百三十億程度の金、而もまあ開発銀行がこの四月から貸してありますものを差し引いたりますと公庫が運用いたします資金量といふものがそんなに大きくないといふことを一方に頭に置きまして考えて見ますと、やはり公庫の金は借りました中小企業者が、これによつて一歩前進するよすがに使つて頂くといふことを、私どもとしては念願にいたしませんといふと、公庫の本當の値打が出て来ないのじやなかろうかと、こう考えておる

のであります。従ひまして救済の肩代りなんかをして上げますれば、それによりまして受けました中小企業者は大いに救われる面もあるかと思ひるのでありますけれども、これには或る程度の弊害も伴いますし、片や先ほど申し上げたように資金量が非常に少いといふ点から考えまして、大体新規の貸付であつて、そして積極的な用途に使つてもらう方向へ貸出した。こう抽象的には考えておるわけでありまして、例へば九州の水害の復興等におきましても、これは復興すること、即ちこれはまあ中小企業の振興といふことと不可分に結び付くといふ關係に相成るうかと思ひます。そういう点に理解され得る限度においては、水害にはもとより出し得ると思ひますのであります。滞貨融資の問題等になります。これは資金量の面から見まして、今ちよつとすぐ公庫でこれを對象に取上げてやるということになると、多少困難がありやせんだらうかと、私は考へております。

○豊田雅孝君 今回の金融對象には調整組合及び連合会なども取上げられたのですが、調整組合は今中小企業安

定法の改正などに伴ひまして、現実に損害の発生しておるもののみならずその虞れあるものにもまで拡充せられるわけでありまして、とにかく赤字の出てるものといふものに対しては融資をせんならんとすることになるものだらうと思ひます。さうな面から言つて中小企業の振興といふか、

先ほどお話をあつた一歩前進のよすがとしてこれを見て行くといふ範圍内に入るものならば、滞貨融資だらうと、赤字融資だらうと、見て行かなければならん。それでなければ折角の中小企業金融公庫を作つた意味がないのじやないか。というのは、従来融資の問題になると、それは滞貨融資だからいかんとか、それは赤字融資だからいかんといふことで片付けられてしまふのが非常に多い。従つて今回中小企業金融公庫ができる以上は、又内容を見て

も、私は滞貨融資や赤字融資はもとよりけりかも知れないけれども、筋としては筋の立つものである以上滞貨融資、赤字融資といへどもその對象にするといふことを、この際はつきりさしておいてもらつたはうがいいと思ひます。その点伺ひたい。

○政府委員(岡田秀男君) 例へば調整組合等、調整機能を發揮するために組合員の作り出した製品を一時買溜めて、市場の安定を得るまで持つておるというふうな場合のことが、調整組合をこへ載つたことの一つの大きな狙いであらうかと思ひます。これは公庫として對象として考へなければならん事柄であらうかと思ひます。

赤字金融といふことになりまして、これはまあ実際に金融機関が具体的に當つて見まして、金が出るか出んかという判断上非常にむづかしい点もあらうかと思ひますが、我々として考へておりますのは、先ほども申し

本日の會議に付した事件
○中小企業金融公庫法案(内閣提出、衆議院送付)

ましたように、又御指摘にもなりまして、この金を借りることによつてただ漫然と借金をして一時糊塗するといふような意味合いに使われては相成らぬのでありまして、この金を借りることによつて積極的に企業が伸びる、或いは少くとも一歩前進するといふように使つてもらねばならぬといふ範圍でありますれば、金融機関が相手方に貸し得る対象であれば、それはこの公庫の中へ入つて行つて然るべきものであらう、こう思うのであります。

○豊田雅孝君 わかつたような、もう一歩というところで行つておる、金融機関が貸すようなものには行けるだらうといふこととありますと、第一条の「金融機関が融通することを困難とするもの」といふふうに打つて出で思ふの意味が余りはきり出て来ないと思ふのであります、その点において更生し得る見込のある場合には、融資資金でも赤字融資でもやるといふ意味でするのだといふことをこの際一つはつきりしておかれて差支えないのじやないか。又それが折角中小企業金融公庫を作つた本當の意味合いが出て来るのじやないかといふふうに思ふのであります、この点重要問題でありますので重ねて伺つておきます。

○政府委員(岡田秀男君) 先ほど申し上げましたように、金融機関が公庫の代理貸をいたします場合の金融機関の責任は一般の場合と比べて八割乃至三割といふふうに軽減してございますけれども、公庫の金といへどもやはり金融機関或る程度の責任は持つております。これも公庫の金は極力一般金

融機関が融通しないような場合にも貸すとは申しながらも、これは決して全然金融ベースを外してしまふといふ趣旨でもございませぬので、その間おのずから限度があるかといふ意味合いを、金融機関が貸せる場合には、非常な表現で申したのであります、非常に窮屈な考え方を持つこともこれは不都合でございするけれども、一方において飽くまで問題であるといふ限りを越えた考え方をすることも行過ぎじやないか、そういう意味で先ほど申し上げたのであります。

○豊田雅孝君 もとよりこれは金融でありますし、又その政府出資等もこれは言うまでもなく国民の税から来るのでございするから勿論さうな点については注意をしなければならぬのであります、併しながら先ほど申しますように、将来更生し得るものである、ただ今の段階において滞貨融資であるとか、或いは赤字融資になるが、併しそれを将来は十分カバーし得るという場合には思ひ切つてこの中小企業金融公庫の貸出の対象になり得るのだ、さういふ趣旨で代理貸をする金融機関なども奮励をするといふふうに私は行つてもらいたい。その点特に希望を申述べて今後の運用に十分完璧を期して頂きたいと思ふのであります。

次に伺いたいのは、第三十四条の第二項との関係であります、商工中金へ貸付ができるということになつておるのであります、これが第一条の目的の、「一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」を目的とする」といふ法文との関係がどういふふうになるのかといふ点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) 三十四条におきまして、商工中金に對します貸付を公庫から出資されたものにし、そして、政府の一般會計から出資があつたものとされた金額は「公庫の成立の目において公庫から商工組合中央金庫に對し貸し付けられたものとする」といふようなことを書いてございしますが、この公庫が貸せる趣旨の一つといたしまして、中小企業向けに對します政府の直接の貸付金を一カ所へプールいたしまして、そして総合的な運営をやるやうなことが一つの狙いでございします関係上、従来一般會計から、従来と申します、今年の一月でございしたか一般會計から商工中金に二十億貸付しましたものも、この公庫の中へ取入れまして、そして総合的な運営をいたして行こうといふ趣旨から一般會計からすでに貸しました、十二月二十六日でございした、貸しましたその貸付金を公庫の出資に振替へよう、こゝういふことになつておるのであります、商工中金が現在二十億の運用につきましては、商工中金の考え方では運用を一任いたしておるのであります。その関係が四項にございまして、二年を超えない期間内におきましては商工中金が貸付けられた形において運営する、二年たちましたら貸付金を公庫に返さなければならぬ、こゝういふ四項を書き

なればならぬ、こゝういふ四項を書きましたゆゑのものは、すでに一応十二月の二十六日に商工中金へ二十億貸付けた、そして商工中金は普通の状態において運用いたしておる、ところが公庫ができて政府としては政府の關係の金は公庫に一まとめにして総合的な運用にしたい、ところが公庫の総合的な

運用計画の中へ入つてしまふと、長期の公庫で縛つた形ではなければ運用できない、ところが商工中金はすでに自分の業務方針によつて運用しておる、それをすぐ変へさせるのは商工中金に氣の毒でありますから二年まではそのままにしておいて上げる、二年たつたら一応返してもらひまして、公庫のきめた枠の中で運用してもらひようにならなければならぬ。こゝういふ趣旨でございします、四項で返してもらひます、一応商工中金としては自分の資金量の中へ融け込んだ形で運用されておるわけでありまして、公庫に返されたから公庫の形における運用に移るわけでありまして、そうしますと私はそれからあと一条の關係との関連になつて来るのじやないかと思ふのであります。

○豊田雅孝君 第三十四条第二項のほうには貸付といふふうになつておつて、一般金融機関といふか、特定の金融機関に貸付けできるという趣旨が出ておるのであります、私は第一条のこの一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通するほかに、特定の場合には金融機関に更に貸付もできるといふふうにしておくことが將來も必要であらうし、又現在商工中金との關係からいって穩当じやないかといふふうにか考へるのであります、この点は如何なものでしょう。

○政府委員(岡田秀男君) 三十四条の二項は、二十億に限りまして、商工中金に貸付けられたものとすると、こゝうしてあるものであります、公庫の業務の一部として金融機関に對する貸付をいたすのだといふことを書いておるのじやないかといふことは私に読んでおるので

ございます、従ひまして公庫が今後自分の金を商工中金その他の金融機関に貸付けるというところは今のところは考へておらない。

○豊田雅孝君 先ほど期限については五年までといふことであつたのであります、五年までの資金は、一年のもので融通するといふこともできるかといふふうになるものであります、この点については普通の一般金融機関においても三年くらいまでの融資はするものが多いのでありますから、今回できた中小企業金融公庫の特色を發揮する上においては、三年以上五年まで、或いはもつと長い期間の資金の貸付に重点を置くといふことがいいのじやないかと思ふのであります、この点について御意見を伺ひます。

○政府委員(岡田秀男君) この公庫の金の特色として、先ほど申し上げましたのに、据置期間が一年で、貸付期間が五年といふところが一つの特徴であるといふことを申したのであります。公庫への金を代理機関が扱いになる場合におきまして、この特徴をやはり生かしておやりになるように相成らうと思ふのであります。特に私どものほうとして、三年以上五年までに特に重点を置くといふふうになつても、金融機関として一番困つておる金融機関と申します、借りる方面において一番困つておる点がその辺でございまして、自然その辺に重点が置いて来られるのじやなからうかと思つておるのであります。

○豊田雅孝君 そうすれば代理金融機関の考え方によつて、三年以上或いは五年に重点を置いて中小企業金融公庫

の資金を運用するということは差支えないというふうに了解してよろしいわけですか。

○政府委員(岡田秀男君) その点は差支えないと存じます。

○豊田雅孝君 次に中小企業金融ということになりまして、これはピンからキリまであるわけなんですけれども、御承知のごとく中小企業はどうしても合理化をして行かなければならぬ。その合理化をして行くということになりますと、その一番根幹をなす施策というものは何と言つても組合制度であるということになるわけでありまして、中小企業金融公庫の資金運用については、個人に対して融資をすることは勿論でありまして、その融資の重点というものはやつぱり中小企業の合理化に基礎を置いた組織を尊重する金融に重点を置いて行く。少くとも組合の組織はこわれないような細心の注意を払つて運用せられて行くという必要があると思うのでありますが、この点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) その点は私も同感でございますので、従来からも、この公庫ができる前から例えば余裕金を一般に預託いたしますような場合におきまして、組合の金融をその使命として特殊の金融機関として存在しておりますところの中金等に対しては、特別の考慮を払つてやっておりますのであります。公庫の運用に当りましては、組合の方向へ相当多く、公庫の有利な、特に合理化等に使用しようと思ひますれば最も的確な資金でありますところの公庫の金が、組合のほうへ比較的多量に行き得るような配

慮を、従いまして商工中金等に対する流し方に対しては或る程度特別の考慮を払わなければならぬというふうな我々としては考へておるわけでありま

○豊田雅孝君 只今の御答弁で大変結構だと思つておりますが、同時に資金のポリュームだけでなく金利をどういうふうにして行くかという点に、考慮をめぐらさなければならぬと思ひますが、御承知の通り、組合金融については、主として預金に重点を置いて貸出をするということができんのでありまして、政府資金に依存して、或いは債券でその資金を賄う、これがために非常に資金のコストが高くなるわけでありまして、政府の預託金に一部よつておるのでありますけれども、これについても金利は一銭六厘、預金に比べれば遙かに高い資金コストのものでありふうなことになるのであります。両々相待つて組合金融の資金コストが非常に高い。従つて組合金融で行くということは、中小企業の合理化金融でありながら、その最も現形的形態である合理化金融の金利のほうが、普通の金利よりも高くなるということになることは誠に遺憾だと思つております。今中小企業金融公庫のほうでは一割を基準に置いて運用しようというところでありまして、更に衆議院の附帯決議等によりまして、七分五厘に持つて行くようにということになっております。いよいよ以て組合金融の資金コストに比べるとアンバランスになると、この際中小企業金融公庫ができたについて、組合金融の資金コストの引下げについてはどういうふうに政府と

して考へて行かれるのか、この点について御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) 先ほど申し上げましたように、政府資金の配分については、商工中金の預金の集めにいくというふうな点、或いは貸出先が特に或る特殊のものに限定されておるといふような点等を考慮いたしまして、特殊の配慮をいたして参りましたし、又今後も公庫の運用とからみましていたすつもりであるということも申し上げたのであります。さういふ配慮をいたして行きますれば、先ほど御指摘になりましたように、預託金の金利一銭六厘で、預金よりは高いという点があるかも知れませんが、併し政府資金が或る程度量が殖えて、商工中金に流れに行きますれば、商工中金が特に営利を目的とする金融機関でございませし、いろいろと又経費の節約ののぞき、従来他の金融機関よりは、経費の節約できる面もありましたし、いろいろ総合いたしまして、かなりの運営上の余力が中金にもできて参るようになるのじやなかろうか、そういうふうな点と睨み合せて、一方におきましては中金債の引受等も、例えば金融債引受の総額が昨年と今年と比しますと六十億程度減るようなことに相成つております。けれども、商工中金の債券の引受はこれを減らさない。或いは更に将来はこの枠を殖やして行くといふふうないろ／＼のことを考慮いたしまして、中金の金利を逐次一般市中、少くとも一般市中並みのところまで引下げるように持つて行きたいと思ひまして、中金等とも連絡をとりながら計数整理等も目下いたしておるような状況であります。その数字に基づきまし

て、例えば中金に対する資金の流し方等についても、それらを一つの参考材料にもいたしたいというふうな考えも持つておるのであります。従来から中金の金利が一般と比べて高い／＼というところ、それを何とか安くせよという御要求が非常に強いのでありますので、そうかと申しましてこれも一遍にやるといふことはなか／＼むずかしい事情もございしますから、一つ一つ積み重ねて参りまして、そういう目標を成るべく短期間に達成するように努力いたしたいと、こう考へております。

○豊田雅孝君 商工中金は特殊金融機関ということになっておるのでありますけれども、出資金は僅かに二百十万円くらいしかありません。政府出資は二百十万円というふうなわけでありまして、更に債券の発行も勿論してはおりますが、併しこれは興業銀行なり、通銀行なり、或いは北拓等の今では普通銀行になつておるものと同じ立場に立つておるのであります。而も金融債の引受の金利というものは、御承知のようにならぬ二銭二、三厘にもなるというふうな非常に高金利であります。これと興業銀行等と全く同じ扱いを受けておる。ところが興業銀行、勧銀、北拓等の金融債発行によつて獲得した資金というものは、大部分がこれは大企業に行つておるのであります。一面中小企業の振興、中小企業の匡救ということをやつておるにやましく言われておるにかかわらず興銀や勧銀、北拓と同じように扱われるというところに非常に私は無理があると思つております。政府は預託もしておるじやないかという

ことにあります。この預託もこれ

一般の金融機関と同じようなことでありまして、その預託金利も先ほど言つたように一銭六厘という相当な高金利であつて、別に特別の待遇は受けておらんというところになるわけでありまして、それらの結果商工中金の貸出金利というものは非常に高い。而も政府から役員は任命で行くというふうなことで、殆んど政府というものは、特殊金融機関としてはおりながら、商工中金には特別の他の金融機関と変つたような大きな特典というものは与えておらんというところに私は大きな不均衡の欠陥があるのだと思つております。

この点についてはいろいろ考へなければならぬ点があるけれども、その一つとしては、戦前やつておりました預金部資金の直接貸付の途を復活させることが必要なんじやないか。御承知のように戦前は預金部資金というものは特殊な金融機関である商工中金などには、直接特別の低利で貸付けられ、それによつて安く貸出して行くという行き方をしておつたのであります。が、GHQの施政が始まつて以来、この途が塞がれた。その結果資金運用部資金の貸付はなくて、高い預託金を出して行く。従つて又預託金のことであるから、三月とかせい／＼半年とかいふようなことで引揚げられる。従つて長期の資金に、安定した資金として廻し得ないというふうな大きな欠陥が出て来ておるのであります。私はこの際、昔の預金部資金の特殊金融機関に対する直接貸付の途を復活するように法律を改正すべきじやないか。要するに資金運用部資金運用法の一部改正をやるべきじやないか。そういうふうにしてでも、特に中小企業

金融の中でも、組合の形で合理的な行き方をしようというのに対しての資金コストの引下げを図り、而して貸出金利の引下げを図る。要するに昔のいい点は、占領も解除になったのでありますから、復活するということの方が必要なんじゃないかと思ひますが、この点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) その御意見はいろいろ従来からもございします。で、私どもとしては一つの研究題目として拝承いたしておるのであります。が、現在我々がこの公庫を作り出した一つの副作用と申しますか、一つの効果は、この公庫ができましたことにより、商工中金等にも国の資金が扱ひ得る途が開かれまして、例えば公庫の金の中金がお扱いになりますれば、四分五厘の、これは他の金融機関と区別はございせんけれども、四分五厘の手数料が入る。従ひましてその扱ひ量が總体的に或る程度余裕を見て、中金に流れるということになりますれば、それによつて商工中金にも或る程度の余裕ができて来る結果になるわけであり。さういふ点も脱み合せながら、公庫の運用については、商工中金の立場というものを十分考慮いたしながら資金の運用をいたして行きたいということ、当面考へておりますのは、一方においては協同組合というのに対してかような有利な金を極力多く流さしてやりたいということと同時に、それが副産物として中金の懐工合にも相対的に好影響を与え得る。そういう影響が少しづつでも蓄積されますれば、又金利の問題にも好影響を及ぼして来るというふうなことも副作用な

ら考へて運用方針を立てて行こう、こゝ考へておるわけであり。お説の資金運用部資金を直接商工中金等に貸付ける方法を可能ならしめるような法律改正をしたらどうかという御提案に對しましては、一つの研究材料として、とくと拝承いたしておきたい、こゝ存じております。

○豊田雅孝君 この際中小企業金融公庫ができたにつぎまして、只今長官からの御答弁のごとき運用がせられるということになりますと、私も商工中金は資金の量において、又資金コストにおいて従前よりもよくなつて行くだろうというふうにも思ひます。併しやつぱり根本的な問題といたしましては、それが普通の金融機関でなくて、特殊金融機関として見られて行く以上は、一般の金融機関に対する行き方と別個の行き方をも一つ確立する必要があるのじやないか。そういう点において、昔行われておりました資金運用部資金の直接貸付の途を法律改正によつても復活する必要があるのじやないか。これは勿論大蔵省とも関係があることでありまして、この点については大蔵省の見解を改めて伺いたいと思ひます。その点委員長においてお取計らひをお願いいたしたいと思ひますのであります。

たしまして、こういう規定を一応設けておるのでございしますが、今具体的にどういふふうな場合にこれを活動するかというところは、今のところまだちよつと予定いたしておりません。

○政府委員(岡田秀男君) 実はこれはまだ具体的にどういふ場合というふうな予測は余りできないのでございすけれども、よく／＼の場合の用意とい

という狙いでやつておるのでございまして、例えば今度開業銀行が九州方面への災害資金として、百五十万円を限度として五億五千万円の金を出した。これは公庫ができません。買取る建前に相成るものでございすから、この金利は六分五厘で出しております。そして特に二十五条の発動はいたしておりませんけれども、公庫の資金コストは二十億円に對しまして資金運用部に六分五厘を払うので、出資はコスト零でございすから、この二十五条が活躍する時期と申しますものは、よほど出資が減りまして、資金運用部から、政府からの借入が非常に多いといふふうな場合に想像がされるのでございす。現在の予定されておりますような資金構成を今後と続けて行くといひましたら、この活動を待たねばならぬ。又待たねば金利がどういふ事態はちよつとないのじやないかと思つております。要するに下げようと思へば資金コストの面から言いますれば下げ得るのでありますけれども、別の観点から一割の点にやつておるといふ実情でございす。

○豊田雅孝君 これは非常に結構なことを聞いたわけなんです。ありまして、大いに意を強うするわけでありまして、今のような行き方、要するに只今は百三十億の出資で行くわけでありまして、これをもう今後は年々歳々期待をして行つていこうというふうになりまして、私どもも利子減免規定は余り期待しなくてもいいということになるのであります。出資が少いと、借入金という形で行かんらんとした場合、どうしても利子減免の規定を大いに活用してもらわねえといかん

ということなんであります。只今は前途誠に明るいような気分が多少お話を聞いておるうちにしたのであります。が、今回の政府出資百三十億、誠に少いと思ひます。併し差当り少いのだが、これが今言いますように、一年ずつくらいにあればいい出資が行けるというところなら、誠に結構であります。その点一つ打ち割つたお話を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) 他の公庫の実例を見まして、大体公庫の金は割方長い金を扱つておるのが例でございまして、毎年やはり一般会計からの出資というものが或る程度繰返して出されておるのが実情であらうと思ひます。あります。私どももいたしまして、公庫の第一次監督官庁ということに相成つております。私どもの立場から申しまして、他の例より劣るような資金構成をさしては相成らんと、こう考へるのであります。二十九年の予算の折衝に當りまして、十分その点を考慮して大蔵省に折衝いたしたい。又お手許に差出してあると存するのであります。が、公庫の資金運用計画を別々に考へて見まして、年度内に資金量は一応貸出済に相成る計画になるのでございす。従ひまして二十九年の公庫の運用資金というものは、やはり相当の出資というものがなければ運営不可能な状態に陥ると見て差支えないと思ひます。少くとも今後一兩年と申しますか、公庫の貸した金が回収されて又貸出されるというように回転が、少くとも毎年一般会計から相当量の出資があるものと、私どもとしては信じておりますし、その信念の下に

予算折衝もいたしたい、かように考えております。

○豊田雅孝君 誠に結構であります。つきましては大体何年計画くらいで、どの程度までの資金を構想に描いておられるか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) まあ来年度につきましては、少くとも本年度より下らざる程度のもので、この公庫の運用量に入れたと存じております。が、今後長期に亘りましてどうという問題につきましますと、何分最近の経済状況の変遷等、相当目まぐるしい問題がありますので、余り長いことを申上げてはどうかと思うのであります。が、大体公庫の金が五年までというのとに相成つておりました、平均の回転をどう見るかというふうなところから、おのずから計画が、見通しが出て来るのじやなからうかと思うのであります。が、少くとも二十九年までにつきましては、今年度にくくとも劣らざる程度の資金量は確保したい、こう存じます。

○豊田雅孝君 この資金計画を配られたのであります。一応説明してもらつたらどうですか。

○政府委員(岡田秀男君) これは資金計画は公庫の本年度資金量といたしまして、百五十億でございます。實際を申しますと、このほかに開行銀行から引継ぐところの債権があるのでございまして、その回収金が見込めたいとして、十四、五億乃至二十億見当のものがあろうかと思ひます。これはいろいろ計算をいたしておりますのであります。が、はつきりこの数字を押えまして、これでは予算面にはつきり載つて

おります百五十億という数字をとつたものでございまして、そのうち出資金が百三十億、資金運用部からの借入が二十億でございます。実は衆議院で修正に相成るまでは、この出資金が百億であつたわけでございまして、それが先般の与党と改進黨との予算折衝の結果、予算が修正に相成りました際に、出資金が三十億増えまして、計百五十億に相成つたわけであります。これを別々の内訳で申しますと、法律にも書いてございまして、四月以降の開行銀行は中小向けの見返資金の出出を打ち切りまして、四月以降の開行銀行の中小企業向けの出出は、誕生いたしましたならば公庫が買取るという建前でやつておるのであります。従ひまして一応公庫が仮に八月から運用を開始するものと仮定いたしまして、ここに計画表を作つておるのであります。四月から七月までの四ヵ月、毎月五億円の金が開行銀行から中小企業向けに流れておりました、それが二十億、それから先般出しました災害向け百五十万円を限度といたしまして、六分五厘の貸付と申しますものが、五億五千万円、その二十五億五千万円というものが、開行銀行の債権を買取らなければならぬ。それから先ほど御説明申し上げました関係の商工中金の貸付金が二十億でございます。それから八月からは甲方式、乙方式と申しますのは、代理金融機関に貸付の申込から、受付から審査決定までを任しまして、手数料を四分五厘程度、まあ衆議院の決議で四分というところになつておりますが、四分の手数料を差上げるのを甲方式といたしまして、仮に乙というものが、金融機関で最後の決定を公庫に持つて来るという

の乙といたしまして、これを平均的に五億ずつ出すといたしますと、八月で十億出る。それから出資金が百三十億でございます。それから商工中金が二十億、開行銀行の買取分が二十五億五千万円、これらを全部集計しまして、出資が百三十億でございます。それから、出資の百三十億から八月に十億先ほど申しましたように出すのと、商工中金の二十億と二十億五千万円と、この最初の十億、二十億、二十億五千万円というものを合計いたしましたものを百三十億から差引きますと、それと九月と十月が百の十億ずつやりますのでその二十億を合計いたしましたものを出資金の百三十億から差引きますと、残金が五十四億五千万円に相成ります。この五十四億五千万円を資金運用部に八月に預けまして三分五厘の運用収益を上げるわけでございまして、九月と十月は目先すぐ使うことに相成りますから、この分は預けずじやうに残しておきまして、資金運用部のほうへ五十四億五千万円を預ける、こういうことに相成るわけであります。そして先ず出資がずつと進んで行きます。資金運用部からの借入金金が二月と三月に十億ずつ借りまして、二十億の借入金ができるというのが運用計画の一応の御説明でございます。

○豊田雅孝君 貸付金甲乙五億ずつ合計十億ということになります。商工中金でも現在貸出純増はこれ十億ぐらゐになつておるのであります。月々十億ぐらゐを商工中金その他他定せられております他の金融機関に広く行くとということになると、これはもうまるで零細な金額になつてしまひまして、何のためにこれを出したのか訳が

わからんというふうなことになるやしないかと思ひます。五ヵ年計画で行くといふと、百三十億ぐらゐ入つても五年後には六百五十億は行けるのだといふような私は言外に含みがあるやうに受取つたものであります。が、そういうふうにして行くのにはどうしても初めにしつかりして行き方をしなくては必要があると思ひます。その点を希望いたしておきたいと思ひます。なおこの十億の各金融機関に対する配分がどういふふうになるのか、それが出し

○政府委員(岡田秀男君) これはお答え申上げますが、毎月の計画に割つて見ればかようなことに相成るといふこととでございまして、代理金融機関に押を仮に与えたといたしますれば、毎月とさういふふうにとつては、一四半期ごとに一定の枠を流すといふことにいたしますから、金融機関に貸出さねばならぬといふわけのものではないのであります。ただ仮に月別計画といふことになれば、さういふうなことになるという意味で参考までに一覽表を作つたのであります。が、その通りに毎月縛つて金融機関の活動を限定しようという趣旨ではございませ

○豊田雅孝君 今回中小企業金融公庫ができるというところにつきましては、業界初め非常に期待をされては、おると思ひます。従つて運用の当初に当りまして、相当積極的に行つてもらうことが私は必要なんだ。その点において今お話を聞きますと、一応の目安はどうかとあります。が、その目安をどうかむしろ初めに重点を置いて、又その行き方が好結果を示すといふことではないと、先ほど又来年度も百三十億ぐらゐは新たに政府出資

もできるだろうと、又明後年もそれくらいはできるだろう、五ヵ年計画で行くといふと、百三十億ぐらゐ入つても五年後には六百五十億は行けるのだといふような私は言外に含みがあるやうに受取つたものであります。が、そういうふうにして行くのにはどうしても初めにしつかりして行き方をしなくては必要があると思ひます。その点を希望いたしておきたいと思ひます。なおこの十億の各金融機関に対する配分がどういふふうになるのか、それが出し

○政府委員(岡田秀男君) 資金の銀行別の配分は、実は法律の二十二条に書いてございまして事業計画、資金計画がございましてからきまるのであります。で、公庫が一応恰好がついてからである、と、この銀行に、金融機関にどのくらいといふことを、今私どものほうで勝手にきめましてどうだといふことはいささか行過ぎではなからうかと思ひます。いま少しその点はお待ちを願つたほうが私どものほうとしては極めて都合である、こう思ひます。先ほどやや抽象的ではございまして、例えば組合金融には或る程度のウェイトを置くのだといふふうなことはできるべき公庫に對します。我々の指導方針として申し伝えるつもりでございまして、今直ちにでも申すのであります。が、個々の金融機関別に、或いは又金融機関の種類別に、具体的に何ぼかと

もできるだろうと、又明後年もそれくらいはできるだろう、五ヵ年計画で行くといふと、百三十億ぐらゐ入つても五年後には六百五十億は行けるのだといふような私は言外に含みがあるやうに受取つたものであります。が、そういうふうにして行くのにはどうしても初めにしつかりして行き方をしなくては必要があると思ひます。その点を希望いたしておきたいと思ひます。なおこの十億の各金融機関に対する配分がどういふふうになるのか、それが出し

いうことは、今ちよつとよう提出するの時期尚早のように考えるのであります。

○西田隆男君 只今の豊田さんの質問に関連してお伺いします。長官の御説明を聞いておきますと、通常のときにおける中小企業金融公庫の運営の方針を大体お述べになつておると考えておるのですが、今回の西日本或いは兵庫県あたりの緊急の被害に對しては、この法律ができた場合に被害地の人たちは非常に大きな期待をかけておると思ふのです。今の御説明のように月割にすれば五億ずつだとか或いは十億ずつだとかいうようなことになつて、この際金融公庫ができました場合には、これを最高度に一つ活用していただきたい。それについては豊田委員も先刻言われました二十五条の規定は、こういう際に生かすべき規定じやないかと私は思ふのです。そこで百三十億の仮に資金があれば、百三十億の資金を八月なら八月の月だけでいいから出し切つてしまふというふうな基本的な考え方では公庫ができた場合は、こういう非常時の公庫の使命を達成するために私は使つてもらいたいと思ふのです。が、こういう点に關してそういうことをお考えになつておるのか、或いはお考えになつていないのか御答弁を願ひたい。

○政府委員(岡田秀男君) この公庫の金は申すまでもなく全国の中小企業者のために使われるべきものでございまして、併し今度の九州並びにその他の方面におきます中小企業者の受けました被害というものが相当甚だしいものがある。そうしてその復旧のために、この公庫の予定してあり

ますような性質の金が極めて要望されておるといふことも、これは又一方において事実でございします。さうであるので、公庫は現にまだできておりませんけれども、公庫ができた場合の金を見返りといひまして、現に開業銀行が毎月五億ずつ出しておるのではありませんか、その点を頭に入れたら、先般差当り五億五千万円の金を九州、山口方面の中小企業の被害者のために放出する。それからこゝ一兩日中に正式に出て来るかと思ふのであります。目下研究中でございまして、大体きまらうかと思ひますが、もう五億四億程度のものをやはり出さんとどうも金が足らんやうだといふので五億程度のものを更に災害方面の復旧に応援資金として出そうといふことを考えておるのであります。さういふわけにございまして公庫はまだ現にできておりませんけれども、応急の臨機な措置といふものはすでにとりつゝあるわけでありまして、公庫ができました上において、今後の被害地等の推移を見、更に或る程度の応援を要するかどうかという点は更に考慮をしなければならぬと思ふのであります。先ほど来公庫ができましたならば、当初において十分の資金量を出したらどうかといふお考えに對しましてはとくど研究をいたしたいと存じます。それに又從來の資金の需要から見ますと、年末に際して資金量が殖えるといふふうな点もございします。それらを勘案いたしまして、資金の需要量は、公庫が店開きいたしますれば、大体見当がついて来ようかと思ひますので、それらを睨み合してとくど運用に工夫をこらしたい、かように考えます。

○西田隆男君 お説は一応御尤もと思ひますが、一応この公庫ができて、中小企業者で今のような考え方を基礎に計画を立てられまして、なか／＼代理業務をする銀行に對する銀行の申出に對して十分の資金が流されにくい、私はこう考へるのです。而も第一の目的に書いてありますように、各種の金融機関が金融することが困難だといふこと、而も長期であるといふこと、而も建設資金と合理化資金であるといふあなたがた今おしやつたやうな年末に殖えるといふのは運轉資金だといふこと、而も長期であるといふことが、大体この公庫の目的じやないはずで、建設資金と合理化資金、而も長期に亘るものであつて普通銀行の貸出對象にならないものを主として取上げるという目的がはつきりしておる以上、こういう際こそこの法律が通りました場合においては、この範圍の、權限の許す範圍内において、最大限度にこの法律を生かして貸付を行うといふことではなければ、この公庫の目的達成は私には不可能だと思ふのです。而もノルマルな時代における中小企業の振興育成といふ面から言へばそう一時的な多額の金を出すといふことは、これは差控えるべきであらうけれども、今度のやうな数億に上る被害を中小商工業者が受けておる現実を目の前にしたならば、この際二十五条の規定を生かすと同時に、そういう目的を、第一の目的を達成するために、考え方を基本的に變えて、百三十億は全部でも出し切つてしまふ。そして他の一般の中小商工業者のためには、二十五条の規定の活用によつて困らないように、やはりこの第一の目的達成のために使うとい

うくらしい積極的な意圖を持つて、一つ資金繰りを考へになり、使い途を考へにならないと、金融公庫に關する國民の信頼を裏切ることになりやせんか。私はこう非常に心配するので、これは別に今すぐ確答をせよ、こゝういふわけじやないですが、基本的な考え方をそこに置いて、この公庫の運営を是非圖つて頂きたい。

○委員長(中川以夏君) なお念のために申し上げますが、今大蔵大臣に出席を求めたのであります。只今予算委員会に出席をしておりますが、どうしてもこちらに参ることができません。なお愛知政務次官は、衆議院の大蔵委員会にこれ又出席をしております。同じように出席をしません。そこで只今銀行局長が見えておられますので、どうぞ大蔵省側の質問もこの際同時にお願いをいたします。

○豊田雅孝君 銀行局長にお伺いしたいと思ひます。中小企業関係は、從來から金利が高いといふことで、非常に苦しいで参つたわけでありまして、景気の上昇期にはそれは中小企業界も割に金利にはそれほど深い関心がなく、むしろ量的に、より多く借りればいいといふような傾向があつたのであります。入りますけれども、景気の下降段階に於いて非常に強い関心を持ち、又これを實現して行かなかつたならば本當に中小企業者の合理化といふものはできないといふふうな考へるものであります。従つてこの際中小企業関係については、何とかその資金コストの引下げを図らなければならぬといふふうに考へて、業界及び金融機関共におるようでありまして、今回の造船資金が御承

知のように三分五厘で放出せられるといふことになりまして、中小企業界は非常にこれに對してむしろ驚き、且つ又羨み、一つのショックを今受けてゐるのであります。政府のほうでもいろいろ中小企業金融對策については考へてあります。総理の施政方針演説の中にもとにかく中小企業の問題が取り入れられたぐらゐであります。ついでにはこの中小企業金融についての金利の引下げについて如何なる考へを持つておられるか、これについて御意見伺いたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) お答え申し上げます。中小企業につきまして、金利の負担がだん／＼お話のように、経済が落ちて参りますと非常に大き／＼響いて来る、その点から言ひまして中小企業に對する金利をできるだけ引下げてもらなければならぬことにつきては、豊田さんのお話の通りだと私も考へております。これがためにいろいろ從來から努力をいたして参つたのであります。が、この中小企業に對する金利の問題につきましては、二つに分けてやはり考へて参らなければならぬと思ふのであります。一つは、いわゆる今御審議を頂いておりますやうな、中小企業金融公庫のやうな、いわゆる財政資金を元にして金融をいたします政府の金融機関と、民間の金融機関と申します。例えば信用金庫でありますとか、相互銀行でありますとか、或いは商工中金でありますとか、そういった機関とやはり二つに分けて考へなければならぬかと思ふのであります。民間の金融機関につきましては、できるだけ経営並びにコストの引下げに努めさせまして、金利につきまして

はできるだけ低くするように努力をさして参つておるのでありますが、何分にも御承知のように非常に資本の蓄積が遅れております日本の経済から言ひまして、預金の利子を一つとりましても、諸外国殊に米英あたりの金利に比較いたしまして非常に高い状態になつてゐる。而も市中の金融機関はやはり民間から預金というものを集めて、それを元にして金融をいたさなければならぬ。而もその預金の利子が今申しましたように非常に高いといつた点から、なかなか思うように金利の引下げが実行できないという点は、非常に残念だと思つております。併しこの点は、只今申しましたようにできるだけ経費の節減、合理化を図らせまして顧客に対するサービスの向上と申しますか、そういうたほうにできるだけ振向けさせるように今後とも努力をいたしたいと考へておる次第であります。ただ今申上げましたような預金の金利を今この際直ちに引下げることになりなす、この点はやはり資本の蓄積を更に促進しなければならぬといふ一つの大きな要請から考へまして、今にわかに預金の金利を大幅に引下げることとはこの際としてとるべき策ではないと私も考へておる次第であります。そういう点から、ここに貸出金利の大幅の引下げといふことはなか／＼困難である。かように考へておる次第であります。然らばそういう困難な事情の下において、何か政府で今お話もありましたような造船等の今般行おうとしてゐるような利子の補給といったような制度を中小企業に對しても行なつたらどうかといふような御意見が出て参るのではないかと考へておりますが、この点もいろいろ研究はいたして参つて来ておるのでありますけれども、少くとも私も私どもといたしましては、今そういうた利子補給という制度をあらゆる金融に及ぼすといふことは今の財政の状態その他から考へまして非常に困難にやないかといふふうな結論をつけてゐるのであります。併しこの問題も勿論研究は續けて参りたいと考へております。

それから次は政府の金融機関であります。この点は豊田先生も御案内のように、大體政府の金融機関は、民間の金融機関で行へないような金融を補完するといふのが建前になつてゐる。民間の金融機関ではなか／＼貸せないような資金に對してそれを補完して行く、そのために必要な政府資金を出す、こゝういふ建前になつてゐるわけでありま。従ひましてその補完作用といふところから、おのずから政府金融機関のあり方或いはその金利につきましても制約があると思へております。つまり市中における一般の金融機関の金利よりも著しく安い金利を政府金融機関が出して行くことが果して補完作用たる、補完機能をいたしておる政府金融機関といふものの立場から言つてどの程度まで踏切れるか、これはおのずから私は限界があると思へております。併し必ずしも私も市中の金利と、市中金融機関の金利と同レベルの金利でなければならぬ、政府金融機関は同レベルでなければならぬといふことは考へておられません。やや市中の金利よりも低い点にこれを持つて行くといふことにしたらどうか。市中の金利をだん／＼下げて行かすように指導して参りますのに應じまして、政府の金

融機関の金利もできるだけ下げようにいたしたい、かように考へております。○豊田雅孝君 只今の御説明によりまして一般金融機関の金利も極力引下げよう努力をする、同時に政府機関、或いはそれに近いような金融機関の金利というものは、一般市中金利よりも少しぐらひは安く持つて行きたいといふお考えであります、私はその結論については結構だと思つてゐる。併し、具体的にいいますと、国民金融公庫は政府出資それ自体で行つてゐるものでありますから、先ず以て問題は、商工組合中央金庫について見ますと、政府出資は僅かに二百十万円、而してその不足資金源として、金融債の発行によつて補つておるが、この資金コストが非常に高くつてゐる。政府資金でも商工債券を引受けておるが、その引受金利は一般市中金融市場並みだといふことになつておるために高いわけだ。これは興銀や勧銀のように大口預金がある／＼入つて来るような金融機関と、商工組合中央金庫のように預金取扱面が中小業者であり、而も組合関係だけだといふ大きな制限を受けてゐるものと同一に見るといふところ、非常に無理がある。従つて、少くとも特殊金融機関として認めてゐる以上は商工中金に對する金融債の引受金利といふものはもう少し特別な安いレベルで行くといふことがあつて然るべきぢやないかといふふうに考へるのであります、この点如何なものでしょうか。

○政府委員(河野通一君) この点は豊田さん非常に御専門であられて私から申上げるのも甚ださう恐縮なのであ

ります、今御提案申上げておるこの法案とも関連いたしまして、今後の商工中金といふものは、私はむしろやはり政府機関という色彩よりも、民間の金融機関という色彩がだん／＼濃くなつて参るのぢやないかといふふうに考へております。従ひましてこれは商工中金といふものをどういふふうな性格付けるかにつきましては、いろいろ議論があると思ひますが、この新しい公庫ができました上におきましては、やはり商工中金といふものが一般の民間の金融機関という性格が非常に濃くなつて参るのぢやないかといふように私も考へております。興銀とか或いは新らしくできました長期信用銀行等につきましては、御案内のようにやはり資金運用部におきまして、相当多額の金融債を引受けておりますが、これらは御承知のように預金の受入は、その取引者からの預金利率は限られてゐるのであります。一般の公衆から預金を受入れていたしておりませんし、預金の額にいたしましては非常に僅かな、僅かと申しますと非常に言葉は悪いのでありますが、二、三百億程度、長期信用銀行におきましては恐らく百億ないのぢやないかと私は思つておりますが、そういう非常に預金の量は一般の銀行に比べまして、非常に少いわけでありま。その点におきましては、商工中金におきまして、そう私は差はないのではないかと考へております。ただ問題は商工中金の預金者といふものが、やはり組合といふことになつておりますために、組合或いは構成員の間接構成員といふことになつておるために、非常にそこが實際問題として預金が集まりませんといふ実

情については私も十分承知いたしております。これらの点についての打開策も勿論考へてやらなければならぬと思ひますが、ただ商工中金の債券に限つても、預金部が一般の市中の条件よりも、何と申しまさか非常に条件のいい条件を出して、その商工債券を引受けるといふことが、果して資金運用部といふものの性格から言つていいか悪い、この点にはか／＼議論がありまして、私もいろいろ研究いたしたのでありますけれども只今のところ、大蔵省といたしましては、どうも市中がパーチンペートして資金運用部が金融債を引受けるという建前になつております。そういうた関係からいたしまして、やはり市中と同条件といふことが金融債の引受につきましても、一つのまあ前提のようになつていくとも銀行部としてはなつております。そういうた関係から市中と違つた特に有利な条件で、有利なと申しますのは、その発行者に有利な条件で、預金部において金融債を引受けるといふことは現在のところなか／＼困難にやないか。実情はよく私も考へるのでありますけれども、只今ところはさうに考へてゐる次第であります。

○豊田雅孝君 御承知のように、今日特殊金融機関になつておりますのは、農林中金を除きますと、商工関係については商工中金だけなんです。この点について特殊金融機関としてこれを見て行くのか、或いはもうお話に出ておりましたように、特殊金融機関として見ないのだといふことならば、あらゆる制限といふものは撤廃して行くといふことではないといふことだと思ふのであります、仮にあらゆる制

限を撤廃いたして、これを普通金融機関にするのだということになればこれは又別なものでありますが、只今の特殊金融機関という建前で行くと、何らか他の金融機関よりも、政府から特典を受けているということがまああつて然るべきでないかというように考えられるわけでありまして、その点において政府出資は殆んどないも同様の金額であつたり、債券発行はしているものの他の普通銀行と同じ条件であつたり、又預託金は受けているけれども、これも一般の金融機関と同様だということに疑問を持つわけなのであります。御承知のように、戦前は特殊金融機関のものは預金部資金を直接貸付け得るようになっておつたのであります。事ある際には低利資金でこれを直接貸付けるといふことになつておつたのであります。特殊金融機関として置く只今の前提からいいますと、戦前のごとく資金運用部資金の直接貸付の途を開くことが必要なんじゃないか。今回の中小企業金融公庫ができたに伴ひまして、特殊金融機関たる商工中金に對しまして、特殊金融機関たる商工中金に對しまして資金の量なり或いは資金コストの引下げなり、これはいい結果を誘致すると思ふのであります。けれども、これも他の金融機関と一応同じレベルにおいてのことなのであります。以上は今申しましたような資金運用部資金直接貸付の途を開く法律改正等が一つ考えられるわけでありまして、これについての御意見或いはそのほか何か特殊の扱いをするといふことについての御意見を伺いたい。

○政府委員(河野通一君) 私、只今の説明が少し十分でございませんでしたので、附加えて申し上げたいと思ひます。商工中金の性格は普通の銀行と同じものだと申上げてゐる意味じゃないのであります。これはやはり特殊の金融機関であることは間違いないと思ひます。ただ政府の色彩という点におきましては、やはり殊にこの中小企業金融公庫というものができて中小企業に對する一つの政府機関としての機構と確立される、この点はいろ／＼事情は違ふと思ひますけれども、やはり農林金融公庫と農林中金との関係とはほゞ似たようなことになるのじやないかと思ひます。これは一方において農林漁業公庫という一つの政府機関、純然たる政府的機関ができて、それと特殊の関係にある。併しこれは民間機関であるからといつて普通の銀行とは違ふ、やはり一つの特殊の金融機関であることは間違いない、こういうふうな考え方、私もは立つてゐるのであります。この点はい／＼御意見があるかと思ひますが、今申しましたような観点に立ちますと、やはり中小企業金融公庫といふものができますれば、それと別の民間の機関でありまゝところの商工中金に對して政府が出資をするといつたようなことは、やはり金融制度として如何なものであらうか。これは余り深癖に考え過ぎる意見であるかと思ひますけれども、やはり中小企業金融に對する政府機関としての機構といふことが、仕組といふものはやはりこの中小企業金融公庫といふものを一つの大きな柱にして行くべきじやないか。政府が若し財政資金を出資すべきものであればやはりこの公庫にできるだけ

多額のものを財政から投融資、出資もして行くという形にすべきではないか。かように私もは考へてゐるわけでありまして、現在のところでは商工中金なか／＼資金繰りが窮乏でありまゝすこともよく私も存じてゐるのであります。何かいい方法はないかということであつて参つておりましたけれども、政府がこの商工中金に對して出資をするといつたようなことは、やはりこの中小企業金融公庫ができましては、おきましては、金融制度としてやはり適當でないのではないか。立法論としてはい／＼議論があり得ると思ひますし、又現にあつたことも御承知の通りだと思ひますが、この中小企業金融公庫を作るといふ一つの政策がきましました上におきましては、やはり商工中金といふものは、そこで性格がはつきり又区分されてきまつて参つたのじやないかといふふうにも私も考へておりました。なおこの中小企業金融公庫の運営に當りましては、これは通産省からもい／＼御説明があつたと思ひますけれども、できるだけ商工中金といふものの特殊性を生かしまして、或いは資金量なりい／＼の点で十分に商工中金の機能なりその仕組なりを活用して行くようなその点において決して欠けるところのないように運用はいたして参りたい。この点だけはさうに心がけておきます。

○豊田雅孝君 中小企業金融については、御承知の通り何といひましてもこの合理的な行き方をしようといふことになりまして、農林金融と同じに組合の形態をとつて行くといふことになるわけなのであります。その場合に農林中金においては資金源が特殊の供米制度等の事情から先ず以てきまるといふやないか、ところが同じ制度、建前で行つてゐる商工中金の場合は、組合員及び組合の預金に限定されることになつたのでは到底成立し得ない。従つて組合金融としての組織による合理的な行き方について、資金源に絶えず脅かされる。これを如何に見て行くかといふことになると思ふのであります。今、中小企業金融公庫ができたとしようことに、できるということにつきましては、政府出資それ自体の問題については、中小企業金融公庫を経るということになり、中小企業金融公庫の金といふものは、今後新しく或いは郵便貯金なりその他の年金などの形で集まつて参ります資金だけが、今後運用できるものになつて、而も御案内のように、従来資金運用部の資金の大きな要素を占めておりました官報の資金が、これは資金運用部から今度離れるといつたやうになつておきます。そういつたやうな事態を考えますと、資金運用部の資金というものは、従来世間で考えられたほど実は余裕もなくなつたのみならず、むしろ非常に窮乏な状態になつてゐる。問題は私はこれは先般来、少し余談になつて恐縮であります。金融債に對する資金運用部の引受率といふものが、四六とか五五とか御承知のやうに制限があつた。この制限を撤廃すべしといふ議論がいろ／＼出ておつた。このときに私は実は申し上げたのであります。これはただ形式的にその制限の割合を取つただけで問題は解決しない。それは資金運用部に非常に資金の余力があつて、その制限があるために資金運用部で引受けられないと

御尤もな点が多いと思ふのであります。が、第一にお考え頂きたいと思ひますのは、最近の資金運用部の資金の状況であります。これは同三年前におきまするやうに、何か資金運用部は非常に大きな余剰の國家資金を抱いて徒らに眠つておつたといふ事象があり、又そのやうに世間から非常に大きく言われおつた時代があつたのであります。去年から今年にかけまして御案内のやうにいろ／＼な形であつておりました資金は、殆んど全部と言つていいだけ出尽してあります。そういつたやうなことになるやうに、今後におきましては、やはり預金部の金といふものは、今後新しく或いは郵便貯金なりその他の年金などの形で集まつて参ります資金だけが、今後運用できるものになつて、而も御案内のように、従来資金運用部の資金の大きな要素を占めておりました官報の資金が、これは資金運用部から今度離れるといつたやうになつておきます。そういつたやうな事態を考えますと、資金運用部の資金というものは、従来世間で考えられたほど実は余裕もなくなつたのみならず、むしろ非常に窮乏な状態になつてゐる。問題は私はこれは先般来、少し余談になつて恐縮であります。金融債に對する資金運用部の引受率といふものが、四六とか五五とか御承知のやうに制限があつた。この制限を撤廃すべしといふ議論がいろ／＼出ておつた。このときに私は実は申し上げたのであります。これはただ形式的にその制限の割合を取つただけで問題は解決しない。それは資金運用部に非常に資金の余力があつて、その制限があるために資金運用部で引受けられないと

いつたような事態のときには、それはそれを取扱うことによつて或る程度問題は解決したかも知れない。今後における状態のように非常に資金運用部の資金が窮乏になつて参ります場合には、一方で地方債その他に対する需要が非常に多くなつて来る、災害その他の関係で、そういった支出に對しては、私もはたしてただ金融債の引受率の制限を撤廃するだけでは問題は解決しない。結局資金がないのであるからそういったところへ廻そうと思つても、なか／＼金は廻つて来ない事態であるといふことを実は申上げておつたのであります。やはりこの問題は、仮に今お話のように、資金運用部から商工中金或いは農林中金といった特殊の金融機関に貸出ができるといったような途を開きましても、結局その資金というものの源が非常に薄くなつて参つておられます現在、十分なことができませんか、この点について私は非常に率直に申し上げまして、非常な疑問を持つております。

第二点といたしまして、仮に資金は十分にあつたといつた場合には、結局資金運用部から、そういった程度の機関にまで流して行くのが適當であるか、特殊の金融機関ということに限定するものも一つの手段と思ひますが、そうした場合には若し今制限されている、政府機関であるといつたようなことを制限したてておきますが、そういった制限をされて、その制限を緩和いたしました場合に、ただ商工中金といったような特殊の金融機関に對する貸付の途を開くだけで問題は解決するかしないか、商工中金を仮にそこまで貸付けることができるなら

ば、こういう機関にも貸付けたらいいじやないかといつたような問題がだんだん起つて来るのじやないか。現に御承知のようにいろいろ半特殊な性格を持つた金融機関といふものは相當できて参つております。金融機関じやございませぬ、いろいろな開業機関とかそういったものはできて参つておりますが、こういうようなものにまで資金運用部から資金を出したらどうかという議論も現に出てゐる。そういった関係で、仮に今のようない制限を緩和したといつた場合には、その途を開くといふことは問題はないか、商工中金を入れるならば、こういった機関についても貸出の途を開いたらどうかという意見も出て参ると思ひます。現に出てゐるのであります。そういった点も考へ併せて見ますと、どうもあの資金運用部の今の制限の規定は確かに商工中金等につきましては窮乏に過ぎるという御議論は御尤もだと思ひますけれども、これをいかに緩和して、どの程度までそれじや拡げることかといつたような点につきましますと、なか／＼むずかしい問題でもありましますし、かた／＼先ほど申し上げましたように、資金運用部に非常に資金の余力のある時代でありますならば、そういった解決も非常に実益のある問題として考へられますが、今後におきましては今申し上げましたように、遺憾ながら資金運用部の資金というものが非常に窮乏になつて参ります状態でありましますので、今にわかにこの問題については私としては結論を出しかねてゐる。かね／＼の御要望も強くあつたことも十分承知いたしておりますが、

けれども、未だに結論を出しかねてゐるというふうな状況であります。
○豊田雅孝君 資金運用部資金が足りないといふことは、一応現実を見ますとそう言わざるを得ないのかも知れませんが、併しこれをあの資金の配分計画等を見ますと、果してそういうふうにはあると思ふのであります。例えば電源開発資金などに、あの資金運用部資金を廻すということが果して適當なのかどうか。これは電源開発の資金などは、これは零細なる国民層のみならず、これはもう全般的な国民層に關係のあることである。特にこの大企業方面に關係の多いものであります。従つてこの電源開発等の資金は、私はあの零細なる資金を中心にしております資金運用部によるのではなく、これは次の時代にも關係のあることでありますからこれは私は國債をやはり発行して行つたらい。電源開発債といふようなものは発行して然るべきじやないか。そしてその浮いたところは零細なる資金の還元策といつたしまして、中小産階級に回して行つたらい。言うまでもなく御承知のように、預金を大いに御奨励になつておりますけれども、この預金をいたしましてした場合に、中小産階級の預金というものは遺憾ながら大銀行に行くのが割に多いようでありまします、その際には皆大企業のはうへ大重点を置かれて運用される。預金を奨励せられればせられるはど、或る意味において、中小産資金といふものは自分のほうへ戻つて来ないところへ持つて行く。而して郵便貯金等のことではあります、これは極く一小部分しか戻つて来ない。電源開発まで持つて行く。そこに非常に大きな疑問を持つのであります、昔の資金運用部資金、預金部資金の運用法につきましても、御承知のように西原借款のような問題が出て非難的になつたのであります、あつたものとすれば性質は違ふかも知れませんが、これは資金が中小産階級に詰まつて来たならば、私はせめて郵便貯金の蓄積ぐらゐなものには還元するといふところに頭を持つて行つて然るべきじやないか。そういった構想の下に行かなければ、私は資金運用部資金必ずしもそんなに窮乏じやないといふことになつて来ると思ふのであります、そういった前提の下に、これを適切な方面へ出して行く。その一端として中小企業の最も合理化を狙つてゐる組合金融機関に、これを特典として持つて行くといふようなことがあつて然るべきじやないかといふふうに考へてゐるのであります、この点についてはどうか十分に御検討をお願いいたします、私はこれは非常に中小産階級の思想安定策としても意味があると思ふのであります、これは非常に金融対策の問題だけでなく、大きな面から見て行くべきじやないかと考へるのであります、この点特に御研究をお願いいたしたいといふことを申しておきます。

○西川勝平治君 それでは成るべく一端的に伺いたいと思ひます。第一に第五條の資本金の問題であります、衆議院において百億を百三十億に増額の修正があつたといふことを聞いております、更にこの三十三條の六項の規定により、政府の産業投資特別会計からの出資があつたものとされた金額の合計額とするといふことであります、この産業投資特別会計から大体幾らこれに加はるることになりましようか。

○政府委員(岡田秀男君) 現在開業銀行と連絡いたしまして、整理中でございしますが、大体の見込額としては十八億程度のものに相成るかと存じております。
○西川勝平治君 そうすると、その十八億というのが、先ほどちよつとお話がありました、この四月から毎月五億程度ずつをしておるといふこと、それは今度この公庫ができると買取りになるのだといふお話であります、それは入つておらんのであります、これは入つておらんのであります。
○政府委員(岡田秀男君) それは別でございまして、この三十三條の出資になつておりますのは、米國對日援助見返資金特別会計から開業銀行が集計いたしました債権の部分でございまして、これを四月以降開業銀行が中小企業向けに出しておりますものを、公庫ができましたら買取ると申しておりますのは、四月から開業銀行が出しております部分でございまして、両者違ふことに相成つております。
○西川勝平治君 その次にちよつと先ほどの中小企業金融の資金計画のときの御説明に、開業銀行から引継いだものから回収ができるものが十四億乃至十五億あるといふことを御説明がありました、そのうちを今この十八億のうちからそれだけあるといふことなんでしょうか、如何でしょうか。
○政府委員(岡田秀男君) 先ほど申し上げました表以外に、開業銀行から債権を引継ぐと、その引継ぎました債権の回収として二十億足らずのものが

あるはずだと、こう申し上げましたのは、この出資のほかに復金が当時中小企業向けに貸しておいた金がありま

企業債権というものを押えますと、限

復興金融公庫、いわゆる復金、それが

く見れば整理上の便宜をいたすわけ

ることに聞いておりますが、実際問題

○西川弥平治君 それでは一つ、この

○西川弥平治君 そういたしますと

○政府委員(岡田秀男君) 復金の債権

○西川弥平治君 今長官が言われたそ

○西川弥平治君 それはまあ一応長官

○政府委員(岡田秀男君) 開発銀行が

○政府委員(岡田秀男君) 出資になり

○西川弥平治君 だけですか。

○政府委員(岡田秀男君) 過去の債権

○西川弥平治君 そうすると、今度引

○政府委員(岡田秀男君) 開発銀行が

○政府委員(岡田秀男君) 出資になり

○西川弥平治君 だけですか。

○政府委員(岡田秀男君) 過去の債権

○西川弥平治君 そうすると、今度引

○政府委員(岡田秀男君) 開発銀行が

○政府委員(岡田秀男君) 出資になり

○西川弥平治君 だけですか。

○政府委員(岡田秀男君) 過去の債権

○西川弥平治君 そうすると、今度引

せんで、そのままずつと行くわけでありませう。

○政府委員(岡田秀男君) さようでございます。

○西川勝平治君 その次にもう一つ伺いますが、商工中金に対して、たしか二十億だか三十億も、昨年の十二月に融資をしてありますが、これに出資になるものだと私は考えておりますが、その出資はですね、この今百三十億、まあ集計いたしますと、百三十億になります。百三十億の中に含まれるのであります。或いはその外でございますか。

○政府委員(岡田秀男君) その二十億は入っております。

○西川勝平治君 入っている。

○政府委員(岡田秀男君) はあ。

○西川勝平治君 そうすると百三十億になりまして、実際は百十億ということですか。

○政府委員(岡田秀男君) 本年度の運用資金といたしましては、百十億になります。

○西川勝平治君 それでは私、今少しく聞きたいことがございますが、今質問いたしましたことを整理いたしますと、後ほどもう一遍質問いたしたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) この際申し上げますが、只今運輸委員長より通産委員長宛にお申入がございました。これはお手許にプリントいたしましたので、お配りをいたしておりますが、一応これを朗読いたします。

中小企業金融公庫法案に対する
申入
昭和二十八年七月二十四日運輸委員会において左の通り貴委員会にお

いて附帯決議を附せられたく申入方決定しましたので、標記の法律案御審議に当り可然御高配願ひます。

一、中小企業金融公庫法第二十一条及び第二十二条の規定により主務大臣が認可を行う場合には、運輸大臣に協議すること。

二、運輸関係業種への融資業務の円滑化を期するため、公庫の役員中に運輸関係に精通した人を入れること。

以上であります。

これにつきまして、只今運輸委員であるところの入交君が委員外発言を求められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは入交君の発言をして頂くことにします。入交君。

ちよつと入交君に申し上げますが、只今審議中でございますので、成るだけ一つ短時間に要領を得るようにお話を頂きたいと存じます。甚だ恐縮でございますが……。

○委員外議員(入交太蔵君) 委員外の発言をお許し頂きますと有難うございます。

運輸委員会におきまして、只今委員長より朗読をされましたこの中小企業金融公庫法案につきまして、お願いをいたしたい件がございます。私、運輸委員会を代表いたしまして、お願いに罷り出たわけでございます。只今朗読をお願いいたしましたような次第であります。衆議院におきまして中小企業金融公庫法案につきましての附帯決議も拝見いたしましたわけでありませうが、これによりますという、農林漁

業金融公庫の業務との重複を避けることにおきまして、そうして又通産省所管の業務にウエイトを置くというようなどございまして、この運輸関係におきまます事柄が出て、この運輸関係で、ところがこの中小企業につきましまして、運輸省所管におきまます中小企業は、運輸省が非常に多くありまして、従業の事柄が非常に多くなりまして、従いましてこの金融公庫ができましたら、いふところのほうに廻ります運輸関係の事柄が相当多いと思ひます。でありますから、この公庫法案の運営につきまして、運輸省所管の事柄につきましてもウエイトをおとり願ひまして、農林漁業関係とは離れまして、特に運輸省関係の事柄を含めて頂きたい。

こういうことにおきまして只今申入をいたしましたような次第でございます。その中で、どうかこの通産委員会におかれましては、是非ともこの運輸委員会におきまます要望をお入れ下さいまして、然るべく御高配をお願いいたしたいと思ふ次第であります。

○政府委員(岡田秀男君) ちよつと私、それに関連いたしまして……只今運輸委員会からの申入の御説明ございましたので、ちよつと関連いたしまして、私も考えていることを申し上げたいのであります。

公庫の運用に關しましては、事業方法或いは業務方法書或いは業務計画、資金計画を作成するということが法律上なつてゐるものであります。我々のほうにいたしましては公庫の金を流す場合に、どの業種にどれだけの金を出すかというふうな枠は全然きめる意思はないのであります。通産関係の業種でありますとも、或いは農林系統でありますとも、運輸系統でありますとも、

よう、およそ中小企業金融公庫が貸出そうと思ひます業者は等しくこの貸出の対象になるのであります。どこかの産業にどの金額をきめるということでございますれば、或いは運輸大臣に相談するということも起き得るかも知れませんが、金融機関に對しましては或いは枠をつけるということがあり得るかも知れませんが、業種別に枠をつけるということは全然いたさないのであります。従いましてこの運輸大臣に御相談すること自体が、或いはその公庫の運用に當つて御相談申上げる対象がもうないのじやないか、まあ具体的ににはつきり申しますとさうなことに相成るかと思ふのであります。

第二の点につきましても、運輸関係業種への融資業務という点は、これは相當の金額が運輸関係の中小企業に流れてゐることでありませうが、同時に又農林系統にも出ますし、その他先ほども申しましたように公庫は行政上の各省の所管というものを超越いたしまして、おおよそ中小企業へは全部これを流すわけでありませう。従つて特に運輸関係に精通した人を公庫に入れるということになりませうれば、農林関係の人も入れねばならぬというふうな工合に……、医療関係のお医者さんといふことで、非常にこんがらかつて参るのであります。而もこの法律に書いてございませうに、公庫は五十何人程度の極く少数の人で運用して頂くように構想いたしてゐるのでありますから、それ……の省、或いはそれ……の業種から、それ……代表の人を公庫の中へ入れるということは、実際問題として実行が不可能なことではないか、

私どもとしてはかように考へてゐるのでございませう。特にこの公庫の運用上運輸関係の人が入つておられれば運輸関係の業者から公庫の扱い上不利を受けるか、或いはこの公庫の運用計画を運輸大臣に御相談を申上げませんという運輸関係の資金量が減ると、さうな御心配はもう全くないと思ひます。これはもうお約束申上げてよろしいと思ふのであります。

○委員長(中川以良君) なおちよつと私から申し上げますが、只今の運輸委員会からの申入は承りましたから、これにつきまして丁度今法案審議中でありますので、本委員会が附帯決議を附けるか附けないかまだきめておりませんので、いづれ法案審議の最後に當つてこの点を取上げましては、本委員会で善処いたしたいと思ひますので、さう御了承願ひます。

○委員外議員(入交太蔵君) 只今委員長より又政府委員のかたから説明を伺いたしましたわけでありませうが、ただ附帯決議案といたしまして申入をいたしましたわけでありませうけれども、只今お願いいたしましたような次第で、要するに今度の金庫の中に運輸の関係が入つておりませうので、その点がどうかということを運輸委員会といたしましては心配いたしてゐるわけでありまして、運輸委員会といたしましては、要するに運輸省所管の事柄につきましても金融の途が開けるという中に入つておればいいのであります。それを何かの形におきましてはつきりして頂ければ結構であります。その点は一つ委員長より委員のかたへにお任せいたしますので、どうか運輸委員会の意のあると

ころを御了承頂きまして、然るべく御取計らい願いたいと思ひます。よろしくお願いいたします。有難うございまして。

○豊田雅孝君 西川さんの御発言並びに岡田長官の御答弁に關連しまして質問いたしたいと思ひます。

銀行局長に……今回の中小金融公庫に対する出資百三十億、これは本年度の運用資金というふうに考えていいんでありますか。

○政府委員(河野通一君) さようにお考えになつてよろしいと思ひます。

○豊田雅孝君 そうしますと、来年度も引續いて本年度程度の出資があり、ここ数年と申しますのは、大体資金の期間は五カ年までというふうなことになるので、少くともまあ五カ年間々々本年度程度の政府出資はあるというふうな考えてよろしいと私は思つておりますが……

○政府委員(河野通一君) この点は結論を先に申し上げますとなか／＼はつきりしたことをお約束できないような事態になつております。ただ私どももいたしましては、この公庫の使命の非常な重要なことに鑑みまして、その資金量は財政の許す限り、広義の意味の財政の許す限り多額に十分充實した形で、公庫の運営に支障のないような資金を追加いたして参りたい。少くとも数年の間は資金をできるだけ注ぎ込んで行きたい、それによつて自分の回収金によつて、自動的に資金が動いて行くことができるまでは、できるだけ早く資金の充實を図つて行きたい。かように考えておりますが、差当りの問題といたしまして、来年度予算にそれじやどの程度出資する見込かと聞かれま

すと、まだ実は来年度予算につきましてもはつきりした構想を持つておりませんので、財政の許す限り多額に投資をいたしたいと、かように考えている点で、御勘弁頂きたい。

○豊田雅孝君 事がデリケートでありますから、はつきりしたことをお答えになりにくいと思ひますが、お答えに、又それだけ私どものほうでははつきり突つ込んでおかんといかんものでありますから、甚だ重ねてお尋ねをしてお聞き苦しいと思ひますけれども、改めてお答えを願ひたいと思ひますのであります。

○政府委員(河野通一君) さようであるが、場合によりましてもうお答え願へませんでも大体さうな趣旨で行くというところならば又それで結構であります。先ほど最初伺ひましたように、本年度の運用資金として百三十億を出す、これはもう本年度運用すればよいということでありまして、明年度以降降下本年度の資金程度のもので出資せられる、これを五カ年間に換算いたしますと約六百五十億の資金は少くとも大体入つて来る。特別の財政状態の変化がありましては別でありますけれども、その他中小企業金融公庫というものを今回作るにいては、さうな構想の下に出発して、おつたというふうな了承いたしてよろしいと思ひますが、もう違つた御答弁を頂くようなら御答弁頂かんほうがいいと思ひますからその点……

○政府委員(河野通一君) 甚だどうも子供みたいな御答弁になつて恐縮であります。そこまではつきりしたことは私としてはお引受けできませんけれども、只今お答え申上げましたように、できるだけ、財政の許す限り公庫の資金力を充實することには真剣にま

じめに努めたいと、かように考えております。

○海野三朗君 ちよつとお伺ひいたしますが、この日本銀行券発行の状況調べであります。この毎月々の発行高は一月ごとに増加して行つた数字ではないのであります。この差が、つまり増加額になるわけでありまして……

○政府委員(河野通一君) さようであります。

○海野三朗君 差が……

○政府委員(河野通一君) さようであります。海野三朗君 そういたしますと、二十六年年度のこの十二月の五〇六という数字と、二十七年年度の一月、四六七という数字になつております。これは減つてゐるのは、つまり銀行券を焼いてしまつたんですか。この金額の現わし方が……

○政府委員(河野通一君) これは御案内のように、普通の俗な言葉で申しましてこの日本銀行の発行高というものが通貨の流通高に相成るわけでありまして、これは御承知のように大体一つの年間を通じて考えまして、でこぼこカーブをいたします。それから一つの月の間を考えまして、月初から、月の初めはこの発行高は大体下つて来る、そして月末になつて上るわけですから、それからだん／＼落ちて、月の半ばまで落ちて、月の半ばから又上つて月末まで殖えて行く、こういうふうな月の中でもカーブになつております。それから年についていいますと大体一月頃から二、三、四、五、六、七、八、九、十、少し落ちる、それから七、八、九、十、

いまだ大体落ちて、そこから又急激に上つて行つて年末に非常に殖える。年末にこれは決済がかたまるものでありますから、年末の発行高というものは非常に殖えて、そして年末にピークになつておられますが、最高の発行高が、年を越すと又落ちるわけですね。描きまして、こういうカーブで落ちて、又こうして行く、それが、だん／＼それに應じて数字が何百億にも上つて行く。こういうことに相成るわけでありまして……

○海野三朗君 今の点は私が質問申し上げたのと違つておるようであります。そこを伺つておるのではありません。この一月、二月、三月、四月とずつと行つておられます。それはその月の発行高ということでありまして、毎月、つまりどれだけ増加して行つておるのか。そうするとその増加して行つておるのはその差引だけが増加して行つておるといふお返事であります。表から私が、減つてゐるやつは焼いてしまつたのかと、こう聞いたのです。表の仕方もどうも私にはびんとわからないのであります。毎月の発行高という……

○政府委員(河野通一君) この表は、ここに余り説明が詳しく書いてございせんが、毎月の月末の発行高を一番左側の一番上に書いてあります。月末現在というところが書いてありますが、一番左側の一番上、月末現在というものは十二月の月末の、十二月末の発行高が幾らかというものがその十二月の欄に出ているのであります。

○海野三朗君 そういたしますと、月々増加しますというのと、減るやつも増すやつもあるわけですね。

○政府委員(河野通一君) さようであります。

○海野三朗君 そうすると全体としては年間を通じて増加して行つておるわけですね、年間を通じて申しますと。

○政府委員(河野通一君) さようでございます。

○海野三朗君 これはやはり物価指数と並行して発行していらつしやるわけでありまして……

○政府委員(河野通一君) これはなかなかむずかしいのであります。通貨の発行の調節というものは私たちがいろいろ関係をやつていますが、個々の場合について一々物価を見て発行を止めるといふようなことはなか／＼実際の取引や何かから困難であります。私どもは通貨の調節という点は今お話の状況であるとか、或いは物価の状況であるとか、或いはいつた経済のあらゆる指標、いわゆる経済活動のあらゆる指標を頭に置きまして適正なる通貨量、通貨量といひますと、大体日本銀行券の発行高で御覧願ひたいのであります。適正な通貨量をどの辺に目安を置くかといふことを頭に描きまして、さうして日本銀行が、現実には日本銀行がその通貨の発行、回収の操作をやりまして場合に、その目安に基いて通貨の調節をやる、こういうことであります。

○海野三朗君 そういたしますと、生かすも殺すも大蔵省一つということになるわけですか。この兌換券で締めるか締めないかということが経済界に響いて来ることになるわけでありまして……

○政府委員(河野通一君) 簡単に極端

なことを言つて、本日只今から日本銀行は一銭も日本銀行券を出さないといふことをやれば物理的にはそういうことになりまふ。併しそういうことは日本銀行なり大蔵省というものはやるべきでない。経済全体が如何にしたら円滑に動き、而もそれがインフレーションになつて過度の悪循環を起すようなことがないようにするには、大体通貨の発行についてどの程度に目安を置いて調節を考へて行かなければならぬかという観点から私もやつておるわけでありまふ。これが金融政策と申しますか、通貨政策の一番基本でございませう。私たちは非常に慎重にこの問題を取扱つておりますので、今お話になつたような極端な経済界に対する混乱なり激動を起させるようなことは、これは通貨当局或いは金融当局の責任としてそういうことはでき得ないと思ひます。非常に慎重に取扱をいたしております。

○海野三朗君 それではもう一つお伺ひいたしますが、この郵便貯金、あれは地方でいへばこれらの地方のために融通してくれというような声もあるやうであります。やはりあれはどういうように、地方から集まつた郵便貯金というものはどういう意味を持つておるわけでありませうか。

○政府委員(河野通一君) これは御案内のように、郵便貯金として集まつて参りました資金は資金運用部特別会計というものがございまして、これは大蔵省の中にございまして、この会計にその資金が入るわけなんです。資金運用部がその資金をいろいろな目的に従つて融資なり、貸付なりを行なつてゐるわけでありまふ。その中の今丁度只今融資状

況はちよつと手許に持つておりませうが、そのうち相当部分は地方債という形で出ております。地方債の引受け、地方債を引受けまふとその資金はその地方へ流れて行くわけでありまふ。従つて地方から集まつた金は地方債を通して、或いは金融債を引受け、或いはその金融債を引受け、或いは農工商中金なら農工商中金、農林中金なら農林中金がその資金で以ていろいろな貸出を行ふ。その貸出を受けるものはやはり地方にばらまいておられるのでありますから、間接にいろいろな形を通して地方に還元して行く。ただ地方から、或る県なら或る県に五千万円の郵便貯金が集まつたらその県には五千万円確実に流れて行くかと、そういう紐の付いた還元の方法はとつておりませうけれども、今申上げましたようなルートを通じて、地方には郵便貯金として集まつた金は還元されてゐる。こういうふうにご了解願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 その際に紐を付けているわけじやありませんけれども、大体そういうところは御当局におきましては勘案をしておられるわけでありませうが、例えば地方の或る県が五千万円の何があつた、或る県では三千万円といつたような場合に、そのお金にやはりこれは幾らか手心をして頂くといふことがあるのですか。

○政府委員(河野通一君) これは一時無論そういう方法をとつたこともございませうが、私どもは無論郵便貯金というものの公の性質から見まして、郵便貯金の集まつた額に応じてその資金を還元いたしますと、極端なことを申上げますと、非常に富裕な県では郵便貯

金が多いわけでありまふ。そうしてその富裕な県に郵便貯金が還元されるといふことでは私はいけないのだ、むしろ貧困な県で郵便貯金は余り多くないものを、その地方にその地方の財政力を充実してやる、或いは経済を興す、或いは公共事業をやるといふためにその地方へ、最初に仮に三千万円しか郵便貯金はなくても、場合によつたら一億の金を還元してやらなければならぬ。これはやはり国家的な見地から必ずしも三千万円しか郵便貯金がないから三千万円しか出さないといふことはいけないので、そういう県には場合によつたら一億円出してやらなければならぬ。逆に申しますれば、郵便貯金が五億集まつた富裕な県には或いは一億しか流さないかも知れない。これはやはり国全体、地方の財政の状況、或いは現在の状況を見まして必要に応じて流して行く。こういう配慮をしなければならぬと考へておりますから、今御指摘のような紐付きの還元ということとは、これはむしろ適当じやないのではないかと、これはやはり国家的見地から見なければならぬと、私どもはそういうふうにご考へております。

○海野三朗君 この中小企業金融公庫法案を見ますと、農協協同組合とか、水産業の協同組合、こういう方面に亘つてゐるのであります。や、やはりそういう場合には主務大臣、通産大臣としましてはそういう方面とも幾らか連絡をとつておやりになるお考へでありますか。それとは全く別個に農林関係でもそれは構はずこちらの立場からおやりになるというお考へでありますか。そこら辺は連絡をとるといふことなんです。

○政府委員(岡田秀男君) 先ほど運輸委員会からの申入に関連いたしました。お答えいたしましたように、私どもの公庫の金を運用して産業別に何ぼ貸すというように枠をやらないのでございませう。そうして公庫の対象にする産業はどういう産業かといふことはきめまされども、その一つ一つの産業にどれだけの金を振向けるかといふことはきめまされども、これは公庫の代理店に指定される金融機関が自分のお得意様の中で適当な人に貸してやる。我々のほうとしては貸す場合にはおまかな意味で、先ほど農田委員の御質問がございまして、ときに御説明申し上げましたように、例えばこの金を借りた人が一歩前進するやうな方向に使つてもらわなければならぬと考へてゐるわけなんです。そういうやうなつもりで金を貸してやるよといふたやうな抽象的なことは申しますけれども、具体的に例へば鉄道の関係には何ぼ金を貸すといふことはやらないわけでありまふ。従いまして個々に農林省とか、運輸省とか、或いは厚生省でありますとかいふところにとつたやうな問題は大体起きないわけなんです。だから私どものほうとしては、うちのほうとしては大蔵省のほうには資金の元締としての、資金運用はどうなるかといふことについての全般の資金運用計画に関心を持つておられますから、そういう方面とは打合せをいたしますけれども、資金需要の関係のあります官庁とは特別に打合せをするという必要はないだらうと考へております。

○海野三朗君 例へばお金をお貸しになる場合に、これは農産物に關係してゐるといふやうな場合、そういう場合に

この農林のほうの了解と申しましようが、向うから苦情が出て困りますから、その辺の了解を得た上でおやりになるお考へでありますか。これをこの農林のほうはどうだつて構ひやしないのだ、農業協同組合が申込んで来たからこれに金を貸してやる、農産物のほうはどうなつてもいい、こういう考へ方はいけないのじやないか。やはりその辺の連絡をおとりなさるといふ必要があるのじやないかと思ふのですが、如何でございませうか。

○政府委員(岡田秀男君) お答え申し上げます。今度の公庫の貸出の対象になる業種はどういう業種にするかといふことについての打合せは農林省でいたすのでございませう。中小企業の関係はどういう業態を指定する予定かと申しますと、現在中小企業信用保険法におきまして業種を指定いたしておりました。その中からサービス業を除きまして、たやうなものを大体指定する予定でございまして、例へて申しますれば、製造業、勿論物を製造加工するやうな業種でありますとか、或いは鉱山業でありますとか、その他には土石採取業、建設業、これなんかは建設省の關係でございませうけれども、物品販売業、運送業、これは運輸省の關係でございませう。それから運送取扱業、通運事業、倉庫業これは全部運輸省であります。それから電気供給業、ガス供給業、お医者との關係、印刷業と、こゝろなわけでありませう。例へば農林關係でございませうけれども、農産物の加工製造業でありますとか、水産業でありますとか、水産物の加工或いは貯蔵とか、販売とか、こういうやうなものは当然これに入つて来るわけなんです。そういうやう

といったものであります。而うしてその内容の一番主だった点といたしましては、御承知のごとく、従来の商工会

ろの議員總會を以てこの最高の議決機關といたす、而うしてこの議員の三分

明に対する質疑を行いたいと存じます。

りまして六つの地域段階に分けまし
て、或いは税額の点において、或いは

と思いますが、今回は先ほども申上

まして會議所にこれが台帳を作る義務を命ずる。但しその作成、或いは管理運用に要する経費というものは負担金として特定商工業者から徴収することができるといふ途を開いた。このことによつてこの會議所がその土地その土地の少くとも主だった業者といふものの実態を捉える、正確にふだん捉えておく。このことによつて商取引の斡旋等も従来よりもより完全に行い得る途が開けて参ると思ふのであります。

更に又第四点といたしましては、この先ほども申し上げました国税、或いは地方税の免除の規定によりまして、會議所の負担というものが減つて参る。こういう面からいたしまして、この會議所の活動というものが促進されるだろうと、我々は大いに期待をいたしておるわけでありまして。

○海野三朗君 誠に結構なお話でございますが、私が今日まであちこちの商工會議所の状況及び土地の風聞というものを聞いて見ますと、いわゆるボス化しておるところなきにしもあらず。そして商工會議所の会頭なんというものは政党政派にこだわつてはいけなものでありますにもかかわらず、党にこれを利用したり、或いは又いわけのボス化しておるのも私は現に再三見ているのであります。そういう欠点を補うという点については、どこにこの法案に盛り込んでおりましたか。その点についての御所見を承わりたいと存じます。

○衆議院議員(小平久雄君) 只今お話がございましたごとく、数多い會議所の中にはそういった実情を有しておる向きも或いはあるかと存するのであ

りますが、そこで今回のこの法案におきましては、第四条におきましてこの原則を論じ、「商工會議所等は、営利を目的としてはならない。」以下第二項におきましては、「商工會議所等は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。」第三項としまして、「商工會議所等は、これを特定の政党のために利用してはならない。」この三つの原則をまあ考えたわけでありまして。

地方によりまして確かに今お話のように、或る政界に属するかたが會議所の役員になつておるといふような場合もあるかと思ひますが、それは飽くまでも商工業者という立場においてやるべきであり、今後は特にこの原則に定めたとともに従つて、飽くまでもその政治的立場を離れて商工業者という立場においてその任に當ることを我々は期待をいたしておるわけでありまして。

○海野三朗君 この法文には「特定の政党のために利用してはならない。」というところが規定してあります。が、実際はなか／＼これは行われませんか、で、そういう場合には何か法制裁というやうなものがございますか。やはり政争の具に供しておるといふことが非常に多いのであります。

○衆議院議員(小平久雄君) 今回の法案によりまして會議所全体に対するこの監督権というものが通産大臣にあるわけでありまして、本法案に定めてある特にこの原則に反するような行為がある場合に注意なり、警告があるはずであります。それは第五十九条にも謳つてございます。のみならずそういうことは長く続くわけでもございま

せんで、特にこの会頭は議員總會の選挙等によつて選任されるわけになつておりますので、十分そういう弊害は除去できると思つておるわけでありまして。

○岸良一君 この商工會議所の形ですが、大体昔の商工會議所のような形になると思ひますが、これは今あるほかの経済団体ですね、例えば協同組合とかそういうたやうなものとの関係はどうなるのですか。

○衆議院議員(小平久雄君) 御指摘のごとく経済団体といたしましては多種多様な数も多うございまして、先ほども申し上げました通り商工會議所の最も特徴的な性格といたしましては、その地域々々における総合的な経済団体、こういうことになると思ふのであります。協同組合等はある特定の業者が作る組合でありまして、又その他の協同組合以外の経済団体といたしましては商工會議所のごとく地域的に全業者を代表するといつたやうな性質のものであります。そういう点が一つの特徴だと思ひます。それからもう御承知のごとく商工會議所は我が国におきまして明治以来すでに八十年からの歴史を有するわけでありまして、こういう意味で従来から経済団体のうちにおける代表的な存在である事実もございまして。更に又これを國際的に考えまして

も商工會議所というものが各国を通じて共通のものと申します。會議所の名称に限り共通の団体であります。その間いろいろ國際的な繋りも従来から長く持つておる。こういうやうな点におきまして特定の協会、或いは特定の事業を目的とした経済団体とは性質が異なるかと考えております。

○岸良一君 性格は異なるだろうと思ひますが、併し例えば協同組合などの経済行為、これと普通の商人の商行為、この協同組合といふものは會員に入れるのですか。

○衆議院議員(小平久雄君) 御承知のように協同組合といふものはその組合自体として営利行為を目的としたことが目的になつておるわけでありまして。従いまして組合員の個々のものは會議所の會員となることは勿論できません。組合自体といたしましては原則として會員にはならないものと我々は解しておるわけでありまして。但し企業組合におきましては言うまでもなく組合自体が営利を目的として事業をなすので企業組合の場合は組合として會員となることができな、かように解しておるわけでありまして。

○海野三朗君 先ほど御説明で誠に結構なお話であります。が、いわゆる商工會議所の運営の仕方が悪いということと、その商工業を促進せしめるどころか却つてまづいことをされる場合なきにしもあらずと思ふのであります。が、やはりこれは人物だと思ふのであります。それはそれとやう言う場合に、知事とそれから日本商工會議所の意見を聞いて通産大臣がやるというところになつておるのであります。が、地方の何かもう少し何と申しますようか、輿論を聞くといふやうな場合がこれにないのではありませんか。その商工會議所の会頭、それがよろしきを得ないといふやうなボス化してしまつて、地方の商工業の発達に邪魔になつて、自分たちのほうだけのことはかり図つておる、そういうふうなものも相

当これから生れて来ることを予想しなければなりません。そういう際にやはりどういふふうにしてこれを本當に商工業の発展に資するやうに持つて行くかといふことについての御構想を承わりたいと思ふのであります。

○衆議院議員(小平久雄君) 御説誠に御尤もでございます。會議所の運営につきましては、その土地々々の業界の意向といふものが最もよく、又最も公平に反映されて運営の万全を期さなければならぬと思ふのであります。そこで先ほども申し上げましたが、この會議所の最高の議決機関といふものは議員總會になるわけでありまして、従来はこの議員の選挙といふものは會員だけが行なつておつたわけでありまして。ところがその會員は言うまでもなく加入脱退が自由であります。従つて幹部がどうも氣に食わんからといふので一部會員だけが入るといふやうなことも確かに一部にはあつたかと思ひます。そこで一部の意見しか會議所に反映できないといふ向きもあつたかと思ふのであります。そこで今後はこのやうな弊害を除去するといふ意味からしまして、又広くその土地々々の業界の意向を反映するといふ見地からいたしまして、單に會員からだけ議員を選ばないで、一定の資格を備へました特定商工業者といふかた／＼にも議員の選挙権を与える、これが一つであります。更に又あらゆる部内の意見を會議所に反映するといふ意味におきまして、特に部会、例えば大さつばに分ければ工業部会、商業部会になると思ひますが、これを更にその土地々々によりまして、業種別に幾つかの部会を設けまして、その部会からも議員を選

ばないで、一定の資格を備へました特定商工業者といふかた／＼にも議員の選挙権を与える、これが一つであります。更に又あらゆる部内の意見を會議所に反映するといふ意味におきまして、特に部会、例えば大さつばに分ければ工業部会、商業部会になると思ひますが、これを更にその土地々々によりまして、業種別に幾つかの部会を設けまして、その部会からも議員を選

ぶ。こういうような仕組になつておりますので、その地域内の業者の意向といふものが公平に成るべく広い範囲からこの会議所に反映するような議員の選び方をしてゐるわけでありませう。

○海野三朗君　そういう場合に、例えば地方の有識者、いわゆるその方面の専門の学者、そういうふうな人をその相談役に入れるというふうなことで、もこれには考えておりませんか。

○衆議院議員(小平久雄君)　第四十一条であります。推薦によりまして大衆全議員数の一割程度が議員として御就任を願う途が開けております。

○岸良一君　ちよつとお伺ひしたいのですが、商工会議所の名称問題ですが、これは商工会議所という名前を使つちやい。かん。「但し、特別の必要がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。」と書いてありますが、どんな場合ですか。

○衆議院議員(小平久雄君)　只今商工会議所のほかに青年会議所とか外国人の在日外国人商工会議所でありませうか、そういうものがございませう。それから、これは県によつてあるところとないところがあると思ひますが、県内にある幾つかの会議所の連合会がございませう。そういう場合におきましては、この通産大臣の認可を得ればその会議所の名前を使つてもよろしい、こういうことになるわけでございます。

○岸良一君　特定商工業者という枠をはめて何かありましたか。これはどういふような関係からですか。

○衆議院議員(小平久雄君)　先ほども申し上げましたが、商工会議所が本来の性格である地域的な総合経済団体、

こういう見方をして何としてもその地域における商工業者の実態を正確にふだんからつかんでおくといふことが一番重要な仕事じやないかと思ひます。それにしても一挙に全国の商工業者の実態をつかむといふことも實際問題として困難でございますので、この最後の別表に掲げましたような工合に全国を人口によりまして六つの区別をいたしました。それによつて資格を設けることによつてその土地その土地の少くも主だつた業者といふものが特定商工業者といひましてそれらのかたの登録といふものを商工会議所に義務付けたわけでありませう。そのことによつて又その業界のその土地の主だつた業者の実態を先ず正確に把握せしめよう、こういう狙いでございませう。

○岸良一君　第十条にですね、「特定商工業者について政令で定める事項」といふのはどんなことを言うのですか。

○衆議院議員(小平久雄君)　その特定業者の商号氏名は勿論のことでありませうが、商業開始の年月日であるとか或いは取扱品目であるとかそういうものを、そういう取り扱ひの紹介に必要な事項を大体登録をいたすという規定であります。

○海野三朗君　この商工会議所のあり方につきまして私が一つ思ひ起しますことは、学識経験者、そういう人に別に権力を与えるわけじやないのですけれど、そういう人の話を常に聞いて、そしてこの商工業者が態度を誤らない方向に進んで行くことが必要ではないか、こういうふうには思ひます。御所見は如何なものですか。

○衆議院議員(小平久雄君)　その特定業者の商号氏名は勿論のことでありませうが、商業開始の年月日であるとか或いは取扱品目であるとかそういうものを、そういう取り扱ひの紹介に必要な事項を大体登録をいたすという規定であります。

○海野三朗君　その学識経験者をそういうことに入れるといふことは本文の中に盛つていないわけでありませうか。

○衆議院議員(小平久雄君)　直接には謳つてございませう。定款によつて顧問なり或いは参事制度を設けて学識経験者に御就任願うことは何ら差支えないわけでありませう。

○海野三朗君　そうしますとこの法文ではそういうことは別して謳つてないものでありませうから、そういうことをしなくても差支えないといふことになりませう。学識経験者をいれなくても差支えない、それはどうお考えでございますか。

○衆議院議員(小平久雄君)　これは結論的に申しますならば、入れないでも差支えないのでありませう。ただ申すまでもなく、商工会議所でありませうので、これは商工業者がどこまでも主体の団体でありませうから、一般学識経験者を入れなければならぬといふのもどうかと思ひます。その土地々々によつて、必要があれば先ほど何回も繰返して申しますような顧問なり参事という立場において定款の定めに従つて御参画願うことは一向差支えないわけでありませう。

○海野三朗君　つまり商工会議所といふものは不偏不党の公正なものでなければならぬと私は思ひます。そういうことを、やはり私は学識経験者の考えを聞くといふことがその商工会議所の発育の上において誤りないといふ点につきましては、是非そういうふうな人に入つてもらふ必要があるのではないかと。そして意見を常に聞くように仕向けて行かなければならぬのじやないか。そうならませうと、いわゆる知らず／＼のうちにボス化して行く可能性が多分にあるように私は思ひます。どうでございますか。

○衆議院議員(小平久雄君)　その御心配は誠に御尤もと存じます。併し實際問題といたしましては、勿論例外はあるとは思ひますが、その土地々々の会議所におきまして、学識経験者には顧問なり参事なりという立場において参画をいたしてもらつておるところが實際問題として非常に多いのでありませう。ただ先ほどから申します通り、今後におきまして、そういう公正な第三者の御意見というものを会議所の

○衆議院議員(小平久雄君)　これは結論的に申しますならば、入れないでも差支えないのでありませう。ただ申すまでもなく、商工会議所でありませうので、これは商工業者がどこまでも主体の団体でありませうから、一般学識経験者を入れなければならぬといふのもどうかと思ひます。その土地々々によつて、必要があれば先ほど何回も繰返して申しますような顧問なり参事という立場において定款の定めに従つて御参画願うことは一向差支えないわけでありませう。

○海野三朗君　つまり商工会議所といふものは不偏不党の公正なものでなければならぬと私は思ひます。そういうことを、やはり私は学識経験者の考えを聞くといふことがその商工会議所の発育の上において誤りないといふ点につきましては、是非そういうふうな人に入つてもらふ必要があるのではないかと。そして意見を常に聞くように仕向けて行かなければならぬのじやないか。そうならませうと、いわゆる知らず／＼のうちにボス化して行く可能性が多分にあるように私は思ひます。どうでございますか。

○衆議院議員(小平久雄君)　その御心配は誠に御尤もと存じます。併し實際問題といたしましては、勿論例外はあるとは思ひますが、その土地々々の会議所におきまして、学識経験者には顧問なり参事なりという立場において参画をいたしてもらつておるところが實際問題として非常に多いのでありませう。ただ先ほどから申します通り、今後におきまして、そういう公正な第三者の御意見というものを会議所の

○衆議院議員(小平久雄君)　その御心配は誠に御尤もと存じます。併し實際問題といたしましては、勿論例外はあるとは思ひますが、その土地々々の会議所におきまして、学識経験者には顧問なり参事なりという立場において参画をいたしてもらつておるところが實際問題として非常に多いのでありませう。ただ先ほどから申します通り、今後におきまして、そういう公正な第三者の御意見というものを会議所の

○衆議院議員(小平久雄君)　その御心配は誠に御尤もと存じます。併し實際問題といたしましては、勿論例外はあるとは思ひますが、その土地々々の会議所におきまして、学識経験者には顧問なり参事なりという立場において参画をいたしてもらつておるところが實際問題として非常に多いのでありませう。ただ先ほどから申します通り、今後におきまして、そういう公正な第三者の御意見というものを会議所の

○衆議院議員(小平久雄君)　その御心配は誠に御尤もと存じます。併し實際問題といたしましては、勿論例外はあるとは思ひますが、その土地々々の会議所におきまして、学識経験者には顧問なり参事なりという立場において参画をいたしてもらつておるところが實際問題として非常に多いのでありませう。ただ先ほどから申します通り、今後におきまして、そういう公正な第三者の御意見というものを会議所の

の運営の上に反映することは誠に結構なことと存じますので、そういうふうな今後ともこの指導というところがないかも知れませんが、そういう心組でやつてもらふことを我々としても希望するところでありませう。

○海野三朗君　私はこれは誠に結構な法案だと思ひますが、ただ一つ将来ボスがでないために学識経験者を努めて入れるようにする、一人なり、二人なり、そして常に公正な指導と申しましませうか、ボス化しないために、私はそういうことが必要と思ひます。私に、そういうことを将来持つて行かれますように私の希望を述べまして私の質問を終わります。

○西川平治君　私は一つ伺つておきたいと思ひますことは、ちよつと的外れるかも知れませんが、その点は御了承を得たいと思ひますが、この商工会議所法の改正、誠に私は結構だと思ひます。最近いわゆる日経連、経団連、あれが商工会議所と対抗といふと語弊がありますが、折角かような問題が起きておりましたが、折角かような問題が起きておつてがつちりと行く以上、ああいうところとの調和その他について何かお考えなり、方策なりがありましたら伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(小平久雄君)　他の経済団体との関係につきまして、先ほど御質疑を頂戴いたしましたのでありますが、この日経連との関係であります。御承知のように、これが地方に参りますと、大体経営者協会でありませうか、そういう名前です。これは御承知の通りやつてゐるやうであります。これは大体が県なら県で全県的にその主だ

つたかたたちが、本當の、いわば、何と申しますか、言葉は当らないかも知れませんが、一面においてはクラブ的或いはそれ以上に実際に起っているかと思ひますが、本當に極く限られたかたがた、而も本當に主だった者といつても極く限られた者、そういうかたがたが参加されて作つておられるようでありまふ。會議所のはうはこの法案にありまふ通り、大体が一つの市を中心として作つて、町或いは村の場合においてもこれは必要ならば認めて行く。こういう方針でありまして、一つの県等におきまして幾つかの商工會議所が現在もできておられ、今後とも引続き存在すると思ひますが、又その対象も従つてこの各縣内の地域の商工業者を代表する。こういう団体でございまして、おのづからその間使命が違ふかと考えられますが、勿論この仕事をやつて行く上におきましては、経営者団体ともこれは密接な連携をとるべきは當然でありまして、そういう面から今後十分その点を氣を付けて運用されることを我々も期待いたすわけでありまふ。

○西川勝平治君 大變私として有難い発言であつたように感じますが、実は今まで商工會議所というものが非常に弱体でも申しますが、もう余りにも弱体過ぎるものだから、一方において経済団体連合会というような繋りがだんだんと強くなつて来つたやうな状況です。従つて一方は弱体である、一方は強くなつてこの伸びて来るというやうなことで、ややともすると対立というやうな形が起しかつて来ているのであります。幸いにこういうふう

に強化されて参ります機会でありまふ。○衆議院議員(小平久雄君) 大變有難い御忠告でございますが、先ほども申しましたように、経営者協會の場合には、県内全部の非常に代表的なかたがたが大体参加しておられるやうであります。そういう点で非常に強いということが言えるかと思ふのであります。が、會議所のはうは、たとへ會員であるなしにかかわらず、この間地域の全業者のサービスをして行くのが本来の目的かと考えます。併し勿論経営者協會に参加のかたは又その市なり、町なりの最も代表的な業者でありますので、決してその間に相対抗するといふやうなことはなくして、おのづから相伴つて業界の意向といふものを反映いたして行く。こういうことに今後とも我々提案者の立場からいたしまして進むことを大いに期待をいたすわけでありまふ。

○岸良一君 先ほどの特定業者との関係ですが、負担金です。大体取つてやるつもりなんですか。○衆議院議員(小平久雄君) 条文として、成るほど取ることができるといふことになってはいますが、實際の問題といたしましては、頂戴しなければならぬ。商工會議所としては運営ができませんと思ひます。運営というよりも台帳の作成自体が現状を以てしても困難ではなからうかと思ひます。従つて實際問題としては、これは頂戴するといふことになるかと考えております。

るから、これを融合しまして、いわゆる部会というやうな線に持つて行くやうな一つの方策を特に一つ御検討を頂きたいと、かように考えているわけでありまふ。

○衆議院議員(小平久雄君) 御尤もな御忠告でございますが、先ほども申しましたように、経営者協會の場合には、県内全部の非常に代表的なかたがたが大体参加しておられるやうであります。そういう点で非常に強いということが言えるかと思ふのであります。が、會議所のはうは、たとへ會員であるなしにかかわらず、この間地域の全業者のサービスをして行くのが本来の目的かと考えます。併し勿論経営者協會に参加のかたは又その市なり、町なりの最も代表的な業者でありますので、決してその間に相対抗するといふやうなことはなくして、おのづから相伴つて業界の意向といふものを反映いたして行く。こういうことに今後とも我々提案者の立場からいたしまして進むことを大いに期待をいたすわけでありまふ。

○岸良一君 金を取り登錄するといふのは、何か利益がなければならぬ、こゝう思ふんです。どういふ利益があるか、これを証明されるくらいでなければならぬ。○衆議院議員(小平久雄君) 御尤もな御忠告でございますが、もとより幾ら頂戴するかといふことについては、特定商工業者の同意を要することでありまふ。それから會議所の設立自体が特定商工業者の過半数の同意も必要になるわけでありまふ。従つて今後まあこの特定商工業者と言われるかたがたは、その地域の比較的代表的な業界のかたがたでありまふからして、この負担金程度のもものは、むしろその土地の業界の発展のために一つ大いに奮発してお納め願ふことを我々は期待するのであります。特にこの台帳を作るという点と自

○委員(中川以良君) 私から一点伺いたいのですが、今日輕連、経団連と商工會議所、いろいろ問題が今まであるんですが、國際的な繋り等を眺めた場合、この商工會議所はこの法律で立派に法的根拠を持つたことは誠に喜ばしいと存するものでありますが、今後國際商工會議所等に日本の代表を派遣する場合一體政府当局としてはどういふやうにお考えであるか、それを一つ承りたい。○説明員(出雲井正雄君) 最近にもウ

ィーンで行われました國際商工會議所大会に、日商が中心になりました。全國

の有志が参加しております。勿論この中には商工會議所を代表されるかたがた、會員になつておられるかたがた、その他のかたがたが入つておられます。私どももいたしましては國際商工會議所の總會のみならず、國內の商工會議所におきましても飽くまで地域団体といたしまして盛り上げる會員、或いは地区内の商工業者の、地方的にも全國的にもこのかたがたが商工會議所、或いは地方の商工會議所、或いは日商を中心としたしまして盛り上つて来る、この總意をどこまでも尊重いたしたい。決して単なる政府の諮問機關とか、言葉は非常に惡質でございますが、恐縮であります。或いは御用団体とか、こんなふうには絶対に考えておらないのでございまして、回を重ねて参りまして、將來の國際會議への参加に對しまして、この總意を尊重いたしまして、勿論先ほどの御質疑にもございまして、商工會議所以外のかたがたの學識経験者、こういうかたがたも商工會議所活動の中に入られますので、必ずや中正妥當なる結論を得られることと存じております。そういう方面に關しまして、政府といたしまして御援助いたして参りたいと考えております。

○委員(中川以良君) 提案者においてもそういうやうなお考えで御立法になつたと存するのでありますが、その辺一つ……○衆議院議員(小平久雄君) 只今當局からお話ございましたが、會議所が、本法を定める本来の使命に鑑みまして、當局が只今御説明したやうな方向において我々は進めたいと思ひます。同時に我々は當局側にも、実はこ

の商工會議所と通産當局との連携と申しますか、御用団体にならうとは考えませんが、連携はいよいよ緊密にしてもらつて、そして會議所といふものの意向が直ちに業者の意向でありますからして、これが通産行政の上に強く反映することを期待いたしておるわけでありまふ。

○海野三郎君 一言だけ……。この商工會議所法案であります。商工行政にいたしましては、やはり政治経済、文化、あらゆる方面と關係があるわけでありまふ。如何なる方向に進むべきか、如何にあるべきかといふことは、まじめに考へて見なければならぬ。そういうときに参りますと、ややもすると御用団体化の嫌ひが多分にあるのであります。又どうしてもそういう意味からして、私はこの學識経験者を加えなければならぬと考へます。は、あたかもこれは龍を描いて目玉を入れないやうな法案であるといふやうに僕には思ふのであります。そういう点については今後御當局におかれまして、學識経験者を入れて、そうして常に政治経済、文化、あらゆる方面、大所高所から眺めて、商工會議所といふものはかくのごとき方向をとつて進まなければならぬ、御用団体化してはいけません。又或る場合にはその方向だけに頭を突つ込んでおられますといふと、とてもない方向に行つてしまふ、初めの法案の趣旨に副わないやうな方向に流れる虞れがあるので、虚心坦懐に考へるところの人、即ち學識経験者、例えば政治経済、その方面の權威者をも入れるとか、そうしてこの進み方を間違いないやうにして行くことに御當局においては十分なる御注意あ

る。○委員(中川以良君) 提案者においてもそういうやうなお考えで御立法になつたと存するのでありますが、その辺一つ……○衆議院議員(小平久雄君) 只今當局からお話ございましたが、會議所が、本法を定める本来の使命に鑑みまして、當局が只今御説明したやうな方向において我々は進めたいと思ひます。同時に我々は當局側にも、実はこ

らんことを私はここに提案をいたしまして、私の質問を打ち切りたいと存じます。

○委員長(中川以良君) お諮りいたしますが、本日の審議はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではさよう決定いたします。

明日は午前十時から開会いたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

七月二十二日本委員会に左の事件を付託された

一、中小企業金融公庫法案(予備審査のための付託は六月十八日)

七月二十三日本委員会に左の事件を付託された

一、商工会議所法案(衆)(予備審査のための付託は七月十八日)

昭和二十八年九月十日印刷

昭和二十八年九月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局